



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(第70号)…………… 2657

◇川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則(第71号)…………… 2658

告 示

◇自転車等の撤去と保管(第498号)…………… 2661

◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第499号)…………… 2661

◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第500号)…………… 2661

◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第501号)…………… 2661

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第502号)…………… 2661

◇生活保護法等による指定医療機関の再開(第503号)…………… 2662

◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第504号)…………… 2662

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第505号)…………… 2662

◇生活保護法等による指定介護機関の休止(第506号)…………… 2662

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第507号)…………… 2662

◇建築基準法に基づく中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指定(第508号)…………… 2662

◇地縁による団体の認可(第509号)…………… 2663

◇自転車等の撤去と保管(第510号)…………… 2663

◇道路区域の変更(第511号)…………… 2664

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第512号)…………… 2664

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第513号)…………… 2664

◇指定障害児通所支援事業者の指定(第514号)…………… 2666

◇指定障害児通所支援の事業の廃止(第515号)…………… 2666

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第516号)…………… 2666

◇指定特定相談支援事業者の指定(第517号)…………… 2667

◇指定特定相談支援事業者の廃止(第518号)…………… 2667

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第519号)…………… 2667

◇指定障害児通所支援事業者の指定(第520号)…………… 2668

◇指定障害児通所支援事業者の指定(第521号)…………… 2668

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第522号)…………… 2668

◇指定特定相談支援事業者の指定(第523号)…………… 2669

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第524号)…………… 2669

◇指定障害児通所支援事業者の指定(第525号)…………… 2669

公 告

◇一般競争入札の執行(第502号)…………… 2670

◇都市公園の供用開始(第503号)…………… 2672

◇川崎都市計画用途地域の変更の案の縦覧(第504号)…………… 2672

◇川崎都市計画高度地区の変更の案の縦覧(第505号)…………… 2673

◇開発行為に関する工事の完了(第506号)…………… 2673

◇一般競争入札の執行(第507号)…………… 2673

◇土地区画整理法による川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会の委員の選挙(第508号)…………… 2674

◇一般競争入札の執行(第509号)…………… 2674

◇港湾施設に放置されている物件の撤去命令(第510号)…………… 2675

◇一般競争入札の執行(第511号).....	2676	号).....	2711
◇開発行為に関する工事の完了(第512号).....	2677	◇差押調書(謄本)の公示送達(第212号).....	2711
◇一般競争入札の執行(第513号).....	2677	◇督促状の公示送達(第213号).....	2711
◇一般競争入札の執行(第514号).....	2679	◇納期限変更告知書の公示送達(第214号).....	2713
◇一般競争入札の執行(第515号).....	2680		
◇一般競争入札の執行(第516号).....	2681	<b>訓 令</b>	
◇港湾施設に放置されている物件の撤去命令(第517号).....	2682	◇川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(第5号).....	2713
◇一般競争入札の執行(第518号).....	2682	◇川崎市職員出勤記録整理規程及び川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令(第6号).....	2713
◇一般競争入札の執行(第519号).....	2684		
◇一般競争入札の執行(第520号).....	2686	<b>上下水道局規程</b>	
◇開発行為に関する工事の完了(第521号).....	2689	◇川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程(第19号).....	2714
◇一般競争入札の執行(第522号).....	2689	◇川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程(第20号).....	2714
◇一般競争入札の執行(第523号).....	2693	◇川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程(第21号).....	2714
◇公募型プロポーザルの実施(第524号).....	2694	◇川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程(第22号).....	2715
◇公募型プロポーザルの実施(第525号).....	2695		
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第526号).....	2696	<b>上下水道局告示</b>	
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第527号).....	2696	◇川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し(第47号).....	2715
<b>公告(調達)</b>		◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第48号).....	2715
◇一般競争入札の執行(第390号).....	2696	◇川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し(第49号).....	2715
◇一般競争入札の執行(第391号).....	2698	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第50号).....	2715
◇一般競争入札の執行(第392号).....	2700	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第51号).....	2716
◇一般競争入札の執行(第393号).....	2701	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止(第52号).....	2716
◇一般競争入札の公告(第394号).....	2703		
◇一般競争入札の公告(第395号).....	2705	<b>上下水道局公告</b>	
◇一般競争入札の執行(第396号).....	2707	◇一般競争入札の執行(第73号).....	2716
◇一般競争入札の執行(第397号).....	2708	◇一般競争入札の執行(第74号).....	2720
<b>税公告</b>		◇一般競争入札の執行(第75号).....	2726
◇差押調書(謄本)の公示送達(第204号).....	2710	◇一般競争入札の執行(第76号).....	2728
◇督促状の公示送達(第205号).....	2710		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第206号).....	2710	<b>上下水道局公告(調達)</b>	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第207号).....	2711	◇落札者等の公示(第17号).....	2728
◇差押調書(謄本)の公示送達(第208号).....	2711		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第209号).....	2711	<b>交通局規程</b>	
◇課税額変更通知書の公示送達(第210号).....	2711	◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程(第8号).....	2729
◇差押調書(謄本)の公示送達(第211号).....	2711		

◇川崎市交通局企業職員出勤記録整理  
 規程の一部を改正する規程(第9号)…………… 2731  
**交通局公告**

◇一般競争入札の執行(第58号)…………… 2732  
**交通局訓令**

◇川崎市交通局企業職員服務規程の一  
 部を改正する訓令(第2号)…………… 2733  
**病院局規程**

◇川崎市病院局企業職員の初任給、昇  
 格、昇給等に関する規程の一部を改  
 正する規程(第6号)…………… 2734

◇川崎市病院局企業職員出勤記録整理  
 規程及び川崎市病院局企業職員服務  
 規程の一部を改正する規程(第7号)…………… 2734  
**病院局公告**

◇一般競争入札の執行(第38号)…………… 2735

◇一般競争入札の執行(第39号)…………… 2737  
**消防局公告**

◇サイレンの吹鳴(第13号)…………… 2738  
**消防局訓令**

◇川崎市消防職員出勤記録整理規程及  
 び川崎市消防職員服務規程の一部を  
 改正する訓令(第9号)…………… 2738

◇川崎市消防職員の勤務時間等に関す  
 る規程の一部を改正する訓令(第10  
 号)…………… 2739  
**教育委員会告示**

◇教育委員会臨時会の招集(第26号)…………… 2739  
**教育委員会訓令**

◇川崎市教育委員会職員出勤記録整理  
 規程及び川崎市教育委員会職員服務  
 規程の一部を改正する訓令(第5号)…………… 2739  
**監査公表**

◇監査の結果について(第8号)…………… 2740  
**人事委員会規則**

◇川崎市職員の初任給、昇格、昇給等  
 に関する規則の一部を改正する規則(第9号)… 2747  
**区公告**

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
 (川崎区第87号)…………… 2747

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
 送達(川崎区第88号)…………… 2747

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
 の公示送達(川崎区第89号)…………… 2747

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
 送達(川崎区第90号)…………… 2747

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
 送達(川崎区第91号)…………… 2748

◇住民票の職権消除(川崎区第92号)…………… 2748

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
 送達(幸区第38号)…………… 2748

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
 送達(中原区第51号)…………… 2749

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
 (中原区第52号)…………… 2749

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
 の公示送達(中原区第53号)…………… 2749

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
 (高津区第55号)…………… 2749

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
 送達(高津区第56号)…………… 2750

◇国民健康保険料に係る差押通知書の  
 公示送達(高津区第57号)…………… 2750

◇印鑑登録の抹消(高津区第58号)…………… 2750

◇住民票の職権消除(高津区第59号)…………… 2750

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
 送達(宮前区第56号)…………… 2750

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
 (多摩区第72号)…………… 2751

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
 送達(多摩区第73号)…………… 2751

◇国民健康保険料に係る差押調書(膳  
 本)の公示送達(多摩区第74号)…………… 2751

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
 送達(麻生区第55号)…………… 2751

◇国民健康保険料に係る配当計算書  
 (膳本)の公示送達(麻生区第56号)…………… 2752

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
 (麻生区第57号)…………… 2752

**正 誤**

◇第1,755号…………… 2752

**規 則**

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則の  
 一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第70号**

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例  
 施行規則の一部を改正する規則

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則  
 (昭和46年川崎市規則第26号)の一部を次のように改正  
 する。

第4条第1項第3号エ中「とき」の次に「(オに該当するときを除く。)」を加え、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 受給資格者が政令第8条第3項(受給資格者が基準日の前日において20歳以上の者である場合にあっては、政令第12条第4項)において準用する政令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、その事実を明らかにすることができる書類

第4条第1項第4号イ中「とき」の次に「(ウに該当するときを除く。)」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該配偶者又は当該扶養義務者が政令第8条第4項(受給資格者が基準日の前日において20歳以上の者である場合にあっては、政令第12条第5項)において準用する政令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、その事実を明らかにすることができる書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第71号

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

川崎市生活保護法施行細則(昭和47年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第30条の見出しを「(徴収金納入申出書)」に改め、同条中「第78条に」を「第78条第1項の規定に」に、「支払に」を「納入に」に、「徴収金等支払申出書(第69号様式)」を「徴収金納入申出書(法第78条第1項の規定に基づく徴収金用)(第70号様式)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第78条の2第1項又は第2項の規定による保護費又は就労自立給付金を法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、徴収金納入申出書(法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金用)(第69号様式)によるものとする。

第31条中「(第70号様式)」を「(第71号様式)」に改める。

第32条第1項中「(第71号様式)」を「(第72号様式)」に改め、同条第2項中「(第72号様式)」を「(第73号様式)」に、「(第73号様式)」を「(第74号様式)」に改める。

第33条中「(第74号様式)」を「(第75号様式)」に、「(第75号様式)」を「(第76号様式)」に改める。

第34条中「(第76号様式)」を「(第77号様式)」に改める。

様式目次中

69	徴収金等支払申出書	第30条
70	保護施設設備計画書	第31条
71	繰替支弁施設指定申請書	第32条第1項
72	生活保護費繰替支弁金請求書	第32条第2項
73	生活保護費繰替支弁金計算書	第32条第2項
74	保護施設事務費精算書	第33条
75	保護施設事務費支出調書	第33条
76	保護施設設備費補助金精算書	第34条

を

69	徴収金納入申出書(法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金用)	第30条第1項
70	徴収金納入申出書(法第78条第1項の規定に基づく徴収金用)	第30条第2項
71	保護施設設備計画書	第31条
72	繰替支弁施設指定申請書	第32条第1項
73	生活保護費繰替支弁金請求書	第32条第2項
74	生活保護費繰替支弁金計算書	第32条第2項
75	保護施設事務費精算書	第33条
76	保護施設事務費支出調書	第33条
77	保護施設設備費補助金精算書	第34条

に改める。

第64号様式中

「

就労自立給付金支給・不支給決定欄			
算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額

積立合計額	
上限額	
支給額	

」

を  
「

就労自立給付金支給・不支給決定欄			
算定対象期間	収入充当額	最低給付額 算定率	積立額

積立合計額	
上限額	
支給額	

」

に改める。

第76号様式を第77号様式とし、第70号様式から第75号様式までを1様式ずつ繰り下げ、第69号様式中「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」を「徴収金納入申出書(生活保護法第78条の2の規定に基づく徴収金用)」に、「第78条の2の規定に基づき」を「第78条の2第1

項又は第2項の規定に基づき」に、「生活保護法第78条の規定」を「生活保護法第78条第1項の規定」に、「もって支払」を「もって納入」に、「から支払に充てるもの」を「から納入に充てるもの」に、「第78条に」を「第78条第1項の規定に」に、「支払わなければ」を「納付しなければ」に、「支払に充てること」を「納入に充てること」に、「からの保護金品等より」を「以降の保護金品等から」に、「日付」を「日付け」に、「第78条の規定に基づく徴収金の支払」を「第78条第1項の規定に基づく徴収金の納入」に改め、同様式を第70号様式とし、第68号様式の次に次の1様式を加える。

第69号様式

**徴収金納入申出書**  
**(生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金用)**

私は、生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づき、年月分以降の保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)から、毎月円を年月日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

年 月 日

住所又は居所

氏名 印

(宛先) 川崎市 福祉事務所長

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**告 示**

**川崎市告示第498号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成30年9月18日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
  - (3) 引取りに要する費用
 

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
  - (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの
- 4 その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。  
(別紙省略)

**川崎市告示第499号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。  
(別表省略)

平成30年9月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第500号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。  
(別表省略)

平成30年9月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第501号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。  
(別表省略)

平成30年9月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第502号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。  
(別表省略)

平成30年9月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第503号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の再開並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の再開を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年9月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第504号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年9月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第505号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年9月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第506号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年9月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第507号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法

第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年9月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第508号**

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程について次のとおり指定する。

平成30年9月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 中間検査を行う建築物の用途、規模及び構造  
中間検査を行う建築物は、次の表の（い）欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分（新築、増築又は改築に係る部分（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）に限る。）が同表（ろ）欄の当該各項に掲げる規模で、同表（は）欄の当該各項に掲げる構造の建築物とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物は、中間検査を行わない。
  - (1) 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物
  - (2) 法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設建築物
  - (3) 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物
  - (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物
  - (5) 法第7条の3第1項第一号の規定による工程を有する建築物

	(い)	(ろ)	(は)
1	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅又は併用住宅	階数が3以上又は床面積の合計が100平方メートルを超える	主要な構造形式が木造(丸太組構法を除く。以下同じ。)
2	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)その他これらに類するもの	床面積の合計が300平方メートル以上	主要な構造形式が木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
3	公会堂、集会場その他これらに類するもの	床面積の合計が200平方メートル以上	
4	病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル以上	
5	幼稚園、社会福祉施設その他これらに類するもの		
6	ホテル又は旅館	床面積の合計が500平方メートル以上	
7	共同住宅、寄宿舎又は下宿	床面積の合計が1,000平方メートル以上	
8	学校又は体育館	床面積の合計が2,000平方メートル以上	
9	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が500平方メートル以上	
10	店舗、飲食店、遊技場その他これらに類するもの	床面積の合計が200平方メートル以上	

2 中間検査を行う建築物の特定工程及び特定工程後の工程

中間検査を行う建築物の特定工程及び特定工程後の工程は、次の表に掲げる建築物の主要な構造形式の区分に応じ、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

建築物の主要な構造形式	特定工程	特定工程後の工程
木造	屋根工事の工程	木造の軸組を覆う壁の外装又は内装工事の工程(枠組壁工法にあっては、耐力壁を覆う壁の外装又は内装工事の工程)
鉄骨造	1階を含む鉄骨建方工事の工程	構造耐力上主要な部分を覆う工事の工程
鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程(当該配筋工事を現場で行わないものは、同部分の取付工事の工程)	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程(2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事を現場で行わないものは、直上階の柱又は壁の取付工事の工程)
鉄骨鉄筋コンクリート造		

3 その他

- (1) この指定は、平成30年9月25日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物について適用する。
- (2) 平成23年川崎市告示第51号は、廃止する。
- (3) 平成23年川崎市告示第51号の1の表に該当する建築物のうち、平成23年4月1日から平成30年9月24日までに法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされたもので、平成30年9月25日以後に同告示の特定工程に係る工事を終えたものについては、同告示の1及び2を適用する。

川崎市告示第509号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体として認可しましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年 9月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 名称  
浜町二丁目町内会
- 2 規約に定める目的  
会員相互の親睦を図り、関係機関と連絡を取る等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
川崎市川崎区浜町二丁目
- 4 主たる事務所の所在地  
川崎市川崎区浜町2-6-10
- 5 代表者の氏名及び住所  
坂本 友治  
川崎市川崎区浜町2-6-6  
アドバンテージ91 102
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に解散の事由を定めたときはその理由  
なし
- 9 認可年月日  
平成30年9月21日

川崎市告示第510号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)

の規定に基づき告示します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵  
印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第511号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年9月26日から平成30年10月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年9月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	世田谷町田	川崎市麻生区 片平2丁目410番1先 川崎市麻生区 片平2丁目410番1先	20.54 ～ 20.69	23.64	

新	世田谷町田	川崎市麻生区 片平2丁目410番1先 川崎市麻生区 片平2丁目410番1先	20.56 ～ 20.70	23.64	
---	-------	--	---------------------	-------	--

川崎市告示第512号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長	4件
イ 病院事業管理者	1件
ウ 教育委員会	2件

(2) 外部提供

ア 市長	7件
イ 上下水道事業管理者	1件
ウ 病院道事業管理者	1件
エ 教育委員会	5件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第513号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田紀彦

1 指定する区域

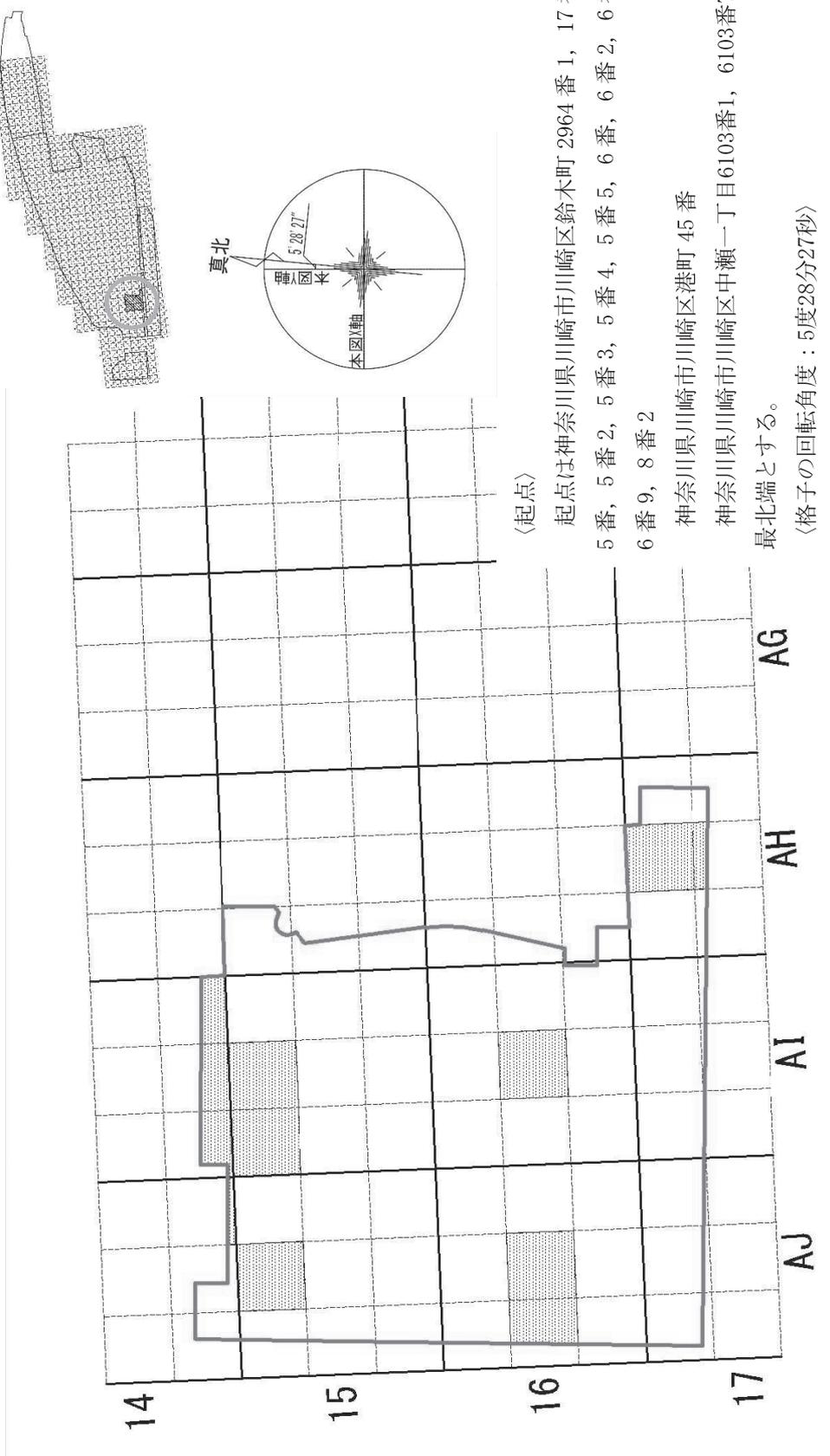
川崎区鈴木町2964番1の一部  
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



〈起点〉

起点は神奈川県川崎市川崎区鈴木町 2964 番 1, 17 番 1, 5 番, 5 番 2, 5 番 3, 5 番 4, 5 番 5, 6 番, 6 番 2, 6 番 3, 6 番 9, 8 番 2

神奈川県川崎市川崎区港町 45 番

神奈川県川崎市川崎区中瀬一丁目 6103 番 1, 6103 番 7 の最北端とする。

〈格子の回転角度：5度28分27秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として左に回転させた角度を示す。

### 別図 指定する区域

-  : 工事範囲
-  : 区域指定

**川崎市告示第514号**

指定障害児通所支援事業者の指定について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15  
 第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に  
 基づき別表のとおり告示します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
ブロッサムグループ株式会社	ブロッサムジュニア川崎登戸教室	川崎市多摩区登戸3508 コアクレスト登戸 1A-C号室	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成30年7月1日	1455400281

**川崎市告示第515号**

指定障害児通所支援の事業の廃止について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20  
 第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の25第2項の  
 規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社発達支援ラボ	ダンテ・ライオン・川崎京町	川崎市川崎区京町 3-6-6	放課後等デイサービス	平成30年7月31日	1455000230
株式会社フェアワールド	ハーティーパーチ渡田	川崎市川崎区鋼管通 一丁目5番4号 ファーストパレス込山	放課後等デイサービス	平成30年7月31日	1455000370

**川崎市告示第516号**

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
 めの法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定  
 により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示し  
 ます。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
合同会社TKプロジェクト	ACE16川崎菅生	川崎市宮前区菅生4丁目4番3号 JAMビル菅生 1階 B	就労継続支援 B型	平成30年7月1日	1415500774
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア川崎新百合ヶ丘訪問介護	川崎市麻生区万福寺4-1-8 グランドビュー百合丘2階201号室	居宅介護・ 重度訪問介護	平成30年7月1日	1415600608
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア川崎中原 訪問介護	川崎市中原区新丸子東1-794 静観ビル2階	居宅介護・ 重度訪問介護	平成30年7月1日	1415201035
株式会社アイム	ピカソ生活介護	川崎市麻生区王禅寺西1-29-2 1階	生活介護	平成30年7月1日	1415600590
社会福祉法人電機神奈川福祉センター	ウイング・ビート	川崎市高津区溝口3-9-4 津田メディカルビル1F	就労定着支援	平成30年7月1日	1415300944
社会福祉法人電機神奈川福祉センター	川崎市わーくす大師	川崎市川崎区東門前1丁目11番6号	就労定着支援	平成30年7月1日	1415001229

## 川崎市告示第517号

指定特定相談支援事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行

いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人 療育ねっとわーく川崎	相談センター 「GDPかわさき」	川崎市多摩区登戸2981	地域定着支援	平成30年7月1日	1435400708

## 川崎市告示第518号

指定特定相談支援事業者の廃止について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、指定特定相談支援事業の廃止の届出があり

ましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人 たま・あさお精神保健 福祉をすすめる会	地域相談支援センター ひまわり	川崎市麻生区百合丘1-20-7 白井ビル2階	地域定着支援	平成30年7月3日	1435600265

## 川崎市告示第519号

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
NPO法人あいけあ	i.care	川崎市中原区井田杉山町3-1	生活介護	平成30年4月1日	1415201001
HITOWAケアサービス株式会社	イリーゼさぎぬま・ 新館訪問介護センター	川崎市宮前区土橋4-8-2	居宅介護 重度訪問介護	平成30年4月1日	1415500766
一般社団法人 てんとうむし	きらきら	川崎市多摩区菅北浦二丁目3番8号 ブルーマンションSH	行動援護	平成30年4月1日	1415400892
有限会社サン矢留	ケアサポートセンター こくあ	川崎市川崎区大島1-15-3	居宅介護 重度訪問介護	平成30年4月1日	1415001179
社会福祉法人 ともかわさき	とも移動支援等事業所	川崎市幸区北加瀬2-11-17	行動援護	平成30年4月1日	1415100658
特定非営利活動法人 なかよしの花	ヘルパーステーション なかむら	川崎市麻生区五力田3丁目12番12-1号	居宅介護 重度訪問介護	平成30年4月1日	1415600574
特定非営利活動法人 わになろう会	りあん	川崎市麻生区栗木2丁目2-1	生活介護	平成30年4月1日	1415600582
ダンウェイ株式会社	ダンウェイ	川崎市中原区新城一丁目12番15号 アムールスクエア新城101、102	自立訓練 (生活訓練)	平成30年4月1日	1415201019

## 川崎市告示第520号

指定障害児通所支援事業者の指定について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15  
 第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に  
 基づき別表のとおり告示します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
NPO法人あいけあ	i. care	川崎市中原区井田杉山町 3-1	・放課後等デイサービス	平成30年4月1日	1455200418
株式会社 Big Forest	JOY KIDS	川崎市川崎区浅田3丁目 10-11 アンシャンテ1階1A号室	・放課後等デイサービス	平成30年4月1日	1455000453
株式会社 アイダックデザイン	パソコンあいだつく 川崎	川崎市川崎区藤崎 4-7-1 メゾンヒラオカ201号室	・放課後等デイサービス	平成30年4月1日	1455000461
株式会社SKY	みなそら川崎にし園	川崎市幸区中幸町1-18 アルケディア御幸1F	・児童発達支援	平成30年4月1日	1455100204
昭和企業株式会社	コベルプラス 川崎教室	川崎市幸区柳町1番6 伸幸ビル4階	・児童発達支援	平成30年4月1日	1455100196
株式会社 Virtuous circle	花笑み五月台店	川崎市麻生区五力田 2-8-3 ファースト・ティアー 201	・放課後等デイサービス	平成30年4月1日	1455600294

## 川崎市告示第521号

指定障害児通所支援事業者の指定について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15  
 第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に  
 基づき別表のとおり告示します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社CAI	オレンジスクールピコ 溝ノ口教室	川崎市高津区久本 三丁目9-6 リンクスビル3階	・児童発達支援	平成30年5月1日	1455300283
一般社団法人 UNITE	ハーティーパーチ 大師公園	川崎市川崎区台町 9番2号	・放課後等デイサービス	平成30年5月1日	1455000479
特定非営利活動法人 かながわチャレンジ ド・ステーション	パオ	川崎市宮前区神木本町 二丁目10番2号	・放課後等デイサービス	平成30年5月1日	1455500098

## 川崎市告示第522号

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
 めの法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定  
 により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示し  
 ます。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
社会福祉法人 なごみ福祉会	あゆクリーンサービス	川崎市多摩区中野島 6-17-3 サンハイムいづみA棟 101号室	就労継続支援B型	平成30年5月1日	1415400900
有限会社 大師金属商事	サンサンケアサービス	川崎市川崎区日進町18-9 大成屋ビル202号室	居宅介護 重度訪問介護	平成30年5月1日	1415001195

ダンウェイ株式会社	ダンウェイ ラボ	川崎市中原区新城3-8-8 山萬新城第1ビル201	就労継続支援B型	平成30年5月1日	1415201027
有限会社福主美商事	フクズミケアサービス	川崎市川崎区本町1-8-23	居宅介護 重度訪問介護	平成30年5月1日	1415001187
有限会社 エスエヌ企画	障害児のショートステイ わくわくハウス	川崎市幸区下平間242番地	短期入所	平成30年5月1日	1415100666

**川崎市告示第523号**

指定特定相談支援事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行

いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社Melk	相談支援室 Grow川崎	川崎市川崎区砂子2-5-11 りそな川崎ビル4階	計画相談支援	平成30年6月1日	1435001217

**川崎市告示第524号**

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
ソーシャルインクルー株式会社	フレンジアメゾン かわさき	川崎市川崎区桜本1-7-4	共同生活援助	平成30年6月1日	1425001201
株式会社TERRA	介護ステーション TERRA	川崎市多摩区南生田一丁目21番8号 南生田パルコーポ103号室	居宅介護・ 重度訪問介護	平成30年6月1日	1415400918

**川崎市告示第525号**

指定障害児通所支援事業者の指定について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 ライトカンパニー	あーゆあら	川崎市宮前区神木本町4丁目 22番3号	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成30年6月1日	1455500288
株式会社 ディスカバリープラス	コペルプラス 向ヶ丘遊園教室	川崎市多摩区登戸1918番地 ウォルストンビルディング2階	児童発達支援	平成30年6月1日	1455400273
株式会社コペル	コペルプラス 新百合ヶ丘教室	川崎市麻生区万福寺一丁目 1-2	児童発達支援	平成30年6月1日	1455600302
AHCグループ 株式会社	ハグクミ 高津ハウス	川崎市高津区下作延五丁目 9番1号	放課後等デイサービス	平成30年6月1日	1455300291
株式会社AT	通所運動療育 障がい児リハビリ センター鹿島田	川崎市幸区小倉1-1 パークシティ新川崎E棟1階	放課後等デイサービス	平成30年6月1日	1455100212

公	告
---	---

## 川崎市公告第502号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

## (案件1)

競争入札に付する事項	件 名 中原区内道路補修(緊急その2)工事
	履 行 場 所 川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年10月3日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名 幸区内道路補修(緊急その2)工事
	履 行 場 所 川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市幸区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。</p>

参 加 資 格	<p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年10月3日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	南加瀬原町歩道橋撤去工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬3丁目40番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年10月3日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	多摩区内主要地方道横浜生田舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区枅形1丁目16番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年10月3日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

川崎市公告第503号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成30年9月18日

川崎市長 福田 紀彦

	公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	供用開始 の期日
1	かみあきお ちようめ 上麻生5丁目 おおがやとりよくら 大ヶ谷戸緑地	麻生区上麻生 5丁目1087番414	別図	232	公告日

(別図省略)

川崎市公告第504号

川崎都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用す

る同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成30年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
川崎都市計画用途地域の変更(港町地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分

- 川崎市 川崎区 港町地内
- 3 縦覧場所  
川崎市まちづくり局計画部都市計画課  
(川崎区宮本町1番地 明治安田生命川崎ビル5階)  
川崎区役所3階市政資料コーナー(川崎区東田町8)  
川崎市立川崎図書館  
(川崎区駅前本町12-1川崎駅前タワーリパーク4階)
- 4 縦覧期間  
平成30年9月19日(水)から平成30年10月3日(水)まで

**川崎市公告第505号**

川崎都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成30年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
川崎都市計画高度地区の変更(港町地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 追加する部分  
なし
- (2) 削除する部分  
なし
- (3) 変更する部分  
川崎市 川崎区 港町地内

- 3 縦覧場所  
川崎市まちづくり局計画部都市計画課  
(川崎区宮本町1番地 明治安田生命川崎ビル5階)

- 川崎区役所3階市政資料コーナー(川崎区東田町8)  
川崎市立川崎図書館  
(川崎区駅前本町12-1川崎駅前タワーリパーク4階)
- 4 縦覧期間  
平成30年9月19日(水)から平成30年10月3日(水)まで

**川崎市公告第506号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市高津区千年字伊勢山台374番1  
ほか3筆  
1,674平方メートル  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
横浜市西区南軽井沢5番地1  
株式会社あさひハウジングセンター  
代表取締役 高村 明彦
- 3 予定建築物の用途  
一戸建て住宅  
計画戸数:12戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成30年1月29日  
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第141号

**川崎市公告第507号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名 川崎港海底トンネル設備改修その39(排水ポンプ)工事
	履行場所 川崎市川崎区東扇島43ほか
	履行期限 契約の日から平成31年3月22日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
	(4) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されている者。
	(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年10月5日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	道路冠水表示板設置工事
	履行場所	川崎市川崎区鋼管通5丁目2番地先ほか5か所
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」種目「その他の通信設備」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「電気通信」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成 30年10月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

**川崎市公告第508号**

土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第58条の規定により、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会の委員の選挙を行うため、土地区画整理法施行令(昭和30年3月31日政令第47号)第19条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

選挙期日 平成30年12月9日

**川崎市公告第509号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	久末竈場谷特別緑地保全地区斜面对策設計業務委託
	履 行 場 所	高津区久末字竈場谷1412-1ほか
	履 行 期 限	平成31年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「土質及び基礎部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月18日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第510号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、平成30年10月9日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例(昭和22年条例第33号)第9条に基づき命じます。その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

平成30年9月21日

川崎市長 福田 紀彦

種 類	登 録 番 号	場 所
普通自動車 ニッサン Xトレイル 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 ブジョー 207 グレー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ ムーヴ 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ アトレーワゴン シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ホンダ ライフ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スズキ ワゴンR シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スズキ ワゴンR CVT 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ タント シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地

普通自動車 ニッサン Xトレイル 紺	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スバル プレオ RS シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スズキ MRワゴン 茶	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 三菱 バジェロイオ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 三菱 アイミーブ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スバル R2 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 アルファロメオ 159 2.2 JTS 赤	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 三菱 ミニキャブ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 アルファロメオ156 セレスピード 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 マツダ スクラム 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スズキ スティングレー 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スズキ エブリイ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ホンダ スパーク 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地

軽自動車 ダイハツ タント シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スズキ エブリイ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 BMW Z3 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ ハイゼットカーゴ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ タント 薄桃	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ミツビシ トッポ 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地

## 川崎市公告第511号

## 入 札 公 告

平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

エコビジネスフォーラム開催等支援業務委託

## (2) 履行場所

カルッツかわさき

(川崎市川崎区富士見1-1-4)ほか川崎市内

## (3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月22日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」及び「翻訳、速記」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間に、本市、他官公庁又は民間において、同種の業務である次の全ての業務の契約実績を有すること。

ア 環境分野での会議、シンポジウムの開催等支援業務実績

イ 国際会議、国際シンポジウムの開催等支援業務実績

ウ 日本語・英語の同時通訳の業務実績

## 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

## (1) 配布・提出及び問合せ先

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所事業推進課 近藤

電 話 044-276-9118

F A X 044-288-3156

E-mail [3kokuse@city.kawasaki.jp](mailto:3kokuse@city.kawasaki.jp)

## (2) 配布・提出期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月1日(月)の9時から17時まで

(土、日曜日及び12時から13時までの間は除く。)

## (3) 提出書類

次の書類を全て提出してください。

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し

※ 提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

「入 札 情 報 かわ さ き」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

## (4) 提出方法

持参に限ります。

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年10月5日(金)までに送付します。委託先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

## (1) 交付日

平成30年10月5日(金)の9時から17時まで(12時から13時までの間は除く。)

## (2) 受取り先

上記3(1)に同じ。

## 5 仕様・入札に関する問合せ

## (1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

## (2) 問合せ期間

平成30年10月5日(金)から平成30年10月12日(金)17時まで

## (3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」

の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電

子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年10月17日(水)に、参加全者あてに電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。

ア 入札・開札の日時

平成30年10月24日(水)10時00分

イ 入札・開札の場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階  
川崎市環境局環境総合研究所研修室

ウ 入札の方法

持参(持参以外は無効とします。)

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(4) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 関連情報を入力するための窓口は3(1)と同じ。

川崎市公告第512号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区野川字北耕地39番

1,397平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市港北区綱島西二丁目15番1号

グランデホーム株式会社

代表取締役 井上 雄介

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：11戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年4月23日

川崎市指令 ま宅審(イ)第7号

川崎市公告第513号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 加瀬クリーンセンター脱臭装置吸着剤交換業務委託

(2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬4丁目40番23号

(3) 履行期間 契約締結日から平成30年12月28日(金)まで

(4) 業務概要 本仕様書は、加瀬クリーンセンターに設置されている脱臭装置設備の機能保持のために、必要な点検整備業務及び吸着剤(腐植質脱臭剤)交換業務の委託内容を示すものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登録されている者。
- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」もしくは「準市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間で本市又は他官公庁において脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績があること。
- 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の契約実績を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部処理計画課  
電話 044-200-2587(直通)
- ※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
平成30年9月25日(火)から平成30年10月3日(水)9時から17時まで(土、日及び12時から13時は除く)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)
- (4) 提出書類  
ア 上記2(5)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)
- 4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付  
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を平成30年10月11日(木)に交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年10月11日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
平成30年10月11日(木)から平成30年10月16日(火)9時から17時まで(土、日及び12時から13時は除く)
- (2) 質問書の様式 「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。
- (3) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

- ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-200-3923  
ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成30年10月19日(金)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 平成30年10月23日(火)10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)  
※ ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。  
(<http://www.city.kawasaki>.)

jp/233300/index.html)

## 9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

### 川崎市公告第514号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センター減速機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 堤根処理センター：川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から平成31年3月15日まで
- (4) 業務概要 堤根処理センターに設置されている減速機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」もしくは「準市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の減速機点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

#### 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)に関する書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部処理計画課 担当 小林、松本

電話 044-200-2587(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間  
平成30年9月25日(火)から平成30年10月2日(火)9時から17時まで(土、日曜日及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類  
ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

#### 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成30年10月9日(火)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年10月9日(火)  
9時から17時まで  
(12時から13時の間は除く。)

#### 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
平成30年10月9日(火)から平成30年10月12日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法  
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-200-3923  
ウ 持参 上記3(1)に同じ

#### (4) 回答方法

平成30年10月18日(木)  
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

#### 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて

行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 平成30年10月22日(月)  
10時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効としま  
す。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定  
に基づいて作成した予定価格  
の範囲内で、最低の価格をも  
って有効な入札を行った者を  
落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ち  
に再入札を行います。(開札  
に立ち会わない者は、再入札  
に参加の意思がないものとみ  
なします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で  
無効と定める入札は、これを  
無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第515号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 ごみ集積所表示ボード作製等業務委託
- (2) 履行場所 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年1月18日まで
- (4) 業務内容

「ごみ集積所表示ボード」の作製等に関する業務内容は、次のとおりとする。

「ごみ集積所表示ボード」の作製及び納入に関する業務

2 競争参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たして  
いなければならない。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市競争参加資格審査申請書により、業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」に登録していること。
- (3) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布・提出場所 川崎市環境局生活環境部減量推進課(第3庁舎16階)  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-2580
- (2) 配布・提出期間 平成30年9月26日から平成30年10月2日  
午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時まで、土曜日・日曜日及び祝日は除く。)
- (3) 提出方法 持参

4 業務仕様書類の閲覧

次により業務仕様書類を閲覧することができます。

- (1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ
- (2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業務名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年10月4日  
午前10時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く。)

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ場所  
上記3(1)と同じ。
- (2) 問い合わせ期間  
平成30年10月5日から平成30年10月9日  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで、土曜日・日曜日及び祝日は除く。)
- (3) 問い合わせ方法  
入札説明書に添付の「質問書」に必要な事項を記入し、3(1)の場所に提出してください。

- (4) 質問受け付け方法  
持参、電子メールによる。  
アドレス [30genryo@city.kawasaki.jp](mailto:30genryo@city.kawasaki.jp)
- (5) 回答方法  
平成30年10月11日までに一般競争入札参加資格通知書の交付を受けた者へ文書(電子メールまたはFAX)で送付します。なお、一般競争入札資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。
- (2) 入札の日時 平成30年10月15日 午後1時30分
- (3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎11階会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 開札の日時 上記8(2)に同じ
- (6) 開札の場所 上記8(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- (2) 前払金 否

- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できます。

10 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第516号

入 札 公 告 (役 務)

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成30年9月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 収集日変更お知らせリーフレット作製等業務委託
- (2) 履行場所 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年12月7日まで
- (4) 業務内容

「収集日変更お知らせリーフレット」の作製等に関する業務内容は、次のとおりとする。

「収集日変更お知らせリーフレット」の作製、配布及び納入に関する業務

2 競争参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市競争参加資格審査申請書により、業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」に登録していること。
- (3) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布・提出場所 川崎市環境局生活環境部減量推進課(第3庁舎16階)  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-2580
- (2) 配布・提出期間 平成30年9月26日から平成30年10月2日  
午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時まで、土曜日・日曜日及び祝日は除く。)

(3) 提出方法 持参

4 業務仕様書類の閲覧

次により業務仕様書類を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ

(2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業務名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 平成30年10月4日  
午前10時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く。)

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成30年10月5日から平成30年10月9日  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで、土曜日・日曜日及び祝日は除く。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に提出してください。

(4) 質問受け付け方法

持参、電子メールによる。  
アドレス [30genryo@city.kawasaki.jp](mailto:30genryo@city.kawasaki.jp)

(5) 回答方法

平成30年10月11日までに一般競争入札参加資格通知書の交付を受けた者へ文書(電子メールまたはFAX)で送付します。なお、一般競争入札資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。

(2) 入札の日時 平成30年10月15日 午後2時30分

(3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎11階会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 開札の日時 上記8(2)に同じ

(6) 開札の場所 上記8(3)に同じ

(7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できます。

10 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第517号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、平成30年10月12日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例(昭和22年条例33号)第9条に基づき命じます。

その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田紀彦

種 類	登録番号	場 所
小型船舶 白 ヤマハ船外機 黒	C B 3 -56556	夜光三丁目地先 (夜光運河内)

川崎市公告第518号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

宮前区役所向丘出張所ボイラー設備長寿命化整備業務委託

## (2) 履行場所

川崎市宮前区平1丁目1番10号

## (3) 履行期間

契約日から平成31年3月29日まで

## (4) 業務概要

宮前区役所向丘出張所に設置されている暖房用ボイラーの交換及び試験調整等の整備を行う。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に記載されていること。
- (3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、点検・工事実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

## (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒216-8570

川崎市宮前区宮前平2-20-5

宮前区総合庁舎3階

宮前区役所まちづくり推進部総務課

電 話 044-856-3123(直通)

F A X 044-856-3119

E-mail 69soumu@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

平成30年9月25日(火)から平成30年9月28日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

## (3) 提出方法

持参

## 4 入札説明会及び入札説明書

## (1) 入札説明会

実施しません。

## (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

## (1) 日時

平成30年10月2日(火)

午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

## (2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

## 6 仕様に関する問合せ

## (1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

## (2) 質問受付期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月5日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

## (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 69soumu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-856-3119

## (5) 回答方法

平成30年10月11日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

## (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

## (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年10月18日（木）午前10時00分

イ 入札場所

川崎市宮前区宮前平2-20-5  
宮前区総合庁舎 4階 大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先 の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第519号

入 札 公 告

平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

港湾施設維持管理計画調査実施委託

(2) 履行場所

川崎市川崎港内

(3) 履行期間

契約日から平成31年3月20日まで

(4) 業務概要

本委託は「港湾の施設の技術上の基準を定める省令第4条第6項の規定による技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」に基づき、対象港湾施設の点検及び調査を実施し、維持管理計画の更新を行うものである。

・現地調査……一式

・計画書更新…一式

2 一般競争入札参加資格

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港部門」で登録されている者

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロード

できます。

(2) 配布・提出期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月2日(火)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において平成30年9月25日(火)から平成30年10月2日(火)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

平成30年10月5日(金)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、平成30年10月5日(金)に入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年10月9日(火)午前9時から平成30年10月11日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

平成30年10月17日(水)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年10月23日(火)午後2時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ
- (4) この委託は、電子納品の対象です。電子納品とは、川崎市電子納品要領に基づき、最終成果物を電子データで納品することです。川崎市電子納品要領に

ついては、川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/78-9-0-0-0-0-0-0-0.html>) をご覧ください。

川崎市公告第520号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	塚越第4公園施設改修工事
	履行場所	川崎市幸区塚越2丁目220-1
	履行期限	契約の日から平成31年1月31日まで
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。</li> <li>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</li> <li>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</li> </ul>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年10月10日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	千鳥町及び東扇島岸壁他前面維持浚渫工事
	履行場所	川崎市川崎区千鳥町及び東扇島地先
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「しゅんせつ」で登録されている者。</li> <li>(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> </ul>	

参 加 資 格	<p>(7) しゅんせつ工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(8) 監理技術者資格者証(業種「しゅんせつ」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(9) 「海上における浚渫工事」の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年10月22日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名 高津区内道路補修(緊急その2)工事
	履 行 場 所 川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市高津区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年10月10日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html
(案件4)	
競争入札に 付する事項	件 名 幸区内主要地方道幸多摩線舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所 川崎市幸区小向仲野町5番地1先
	履 行 期 限 契約の日から100日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年10月10日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html
(案件5)	
競争入札に 付する事項	件 名 川崎国際生田緑地ゴルフ場滝沢池護岸改修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区初山1丁目地内
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 業種「土木」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)</p>

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年10月10日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

**川崎市公告第521号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区犬蔵三丁目1483番4  
658平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
横浜市西区楠町14-5  
株式会社 ホームランド  
代表取締役 小野 洋一郎

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年5月23日

川崎市指令 ま建審(イ)第27号

平成30年8月16日

川崎市指令 ま建審(イ)第72号

**川崎市公告第522号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 中原区役所道路公園センター受変電設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区下小田中2丁目9番1号
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年10月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	長尾老人いこいの家給水設備改修工事
	履行場所	川崎市多摩区长尾1丁目12番7号
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年10月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	向丘出張所ほか3か所自動火災報知その他設備改修工事
	履行場所	川崎市宮前区平1丁目1番10号ほか3か所
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参加資格	(8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「消防施設」)を配置できること。 (10) 消防設備士免状(甲種第4類)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(9)の技術者(業種「消防施設」)との兼任を可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年10月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	中原区役所自動火災報知その他設備改修工事
	履行場所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「消防施設」)を配置できること。 (11) 消防設備士免状(甲種第4類)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(10)の技術者(業種「消防施設」)との兼任を可とします。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年10月17日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件5)

競争入札に付する事項	件名	恵楽園自動火災報知設備改修工事
	履行場所	川崎市高津区下作延2丁目26番1号
	履行期限	契約の日から平成31年3月26日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。	

参加資格	(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「消防施設」)を配置できること。 (10) 消防設備士免状(甲種第4類)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(9)の技術者(業種「消防施設」)との兼任を可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年10月17日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名 港湾振興会館ゴンドラ改修工事
	履行場所 川崎市川崎区東扇島38番地1
	履行期限 契約の日から平成31年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 本工事の施工に際して必要な所轄都道府県労働局長のゴンドラ製造許可を受けていること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年10月17日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件7)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区役所道路公園センター冷暖房その他設備改修工事
	履行場所 川崎市麻生区古沢120番地
	履行期限 契約の日から平成31年3月22日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

参 加 資 格	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年10月17日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第523号

平成30年9月28日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度 一般国道409号(小杉御殿町第2工区)道路改良事業建物調査等委託その3
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉御殿町2丁目地内
	履 行 期 限	90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月25日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第524号

平成30年度働き方改革・生産性向上支援コーディネート業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件 名 平成30年度働き方改革・生産性向上支援コーディネート業務委託

(2) 業務事項

ア コーディネーターや専門家等による支援体制の構築

イ 企業訪問等を通じた課題把握や課題に対応した企業支援の提供

(3) 委託期間 契約締結日～平成31年3月31日

2 提案書の提出者の資格

(1) 次の条件をすべて満たしていること。

ア 本事業に類似する業務に関するノウハウと官公庁における実績がある者

イ 法人格を有する者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

エ NPO法人においては、特定非営利活動促進法第2条別表19(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)に該当する活動を行う者、その他の法人においては定款等により同様の事業目的が確認できる者

オ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

カ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

キ 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録がある者

ク 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

ケ 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

コ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 企画提案の視点・内容

(2) 事業実施体制

(3) 提案内容の工夫

(4) 取組意欲・積極性

(5) 提案内容の実行可能性

(6) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局産業政策部企画課産業政策班  
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル10階

電 話(直通) 044-200-2332

F A X 044-200-3920

メールアドレス: 28kikaku@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

(1) 配布期間 平成30年9月28日(金)～10月11日(木)  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

(1) 受付期限 平成30年10月11日(木)15時

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)  
・電子メール

7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

(1) 受付期限 平成30年10月19日(金)15時

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出書類 企画提案書(8部)、提案者概要(企業パンフレット等)(8部)、業務実施体制(8部)、類似事業の実績(8部)、所要経費・概算見積書(8部)

(4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額 15,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。

(3) その他

ア 選考結果の発表は10月下旬を予定しています。

イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領を御参照ください。

ウ 当該落札決定の効果は、平成30年第3回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

### 川崎市公告第525号

平成30年度働き方改革・生産性向上推進事業業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件 名 平成30年度働き方改革・生産性向上推進事業業務委託

#### (2) 業務事項

ア 市内企業の生産性向上に資するセミナー等の開催事業

イ 「働き方改革・生産性革命」モデル事業の創出事業

ウ 働き方改革・生産性革命に関する普及啓発事業

(3) 委託期間 契約締結日～平成31年3月29日

#### 2 提案書の提出者の資格

(1) 次の条件をすべて満たしていること。

ア 地域における産業振興に資する、官公庁における受託実績を有する者

イ 法人格を有する者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

エ NPO法人においては、特定非営利活動促進法第2条別表19（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行う者、その他の法人においては定款等により同様の事業目的が確認できる者

オ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

カ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

キ 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録がある者

ク 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

ケ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する

ことのない者

コ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

#### 3 提案者を特定するための評価基準

(1) 目的の理解度

(2) 川崎市の現状についての理解状況

(3) 企画提案の内容

(4) 専門的知識・能力

(5) これまでの事業実績

(6) 実施体制

(7) 概算見積額のバランス

#### 4 担当部局

川崎市経済労働局産業政策部企画課産業政策班  
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル10階

電話（直通） 044-200-2332

F A X 044-200-3920

メールアドレス：28kikaku@city.kawasaki.jp

#### 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

(1) 配布期間 平成30年9月28日（金）～10月11日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配布場所 4の担当部局と同じ

#### 6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

(1) 受付期限 平成30年10月11日（木）15時

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）・電子メール

#### 7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

(1) 受付期限 平成30年10月19日（金）15時

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出書類 企画提案書（8部）、業務実施体制（8部）、所要経費・概算見積書（8部）、その他パンフレット等説明に必要な資料（8部）

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

#### 8 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

#### 9 契約書作成の要否

要する。

#### 10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

#### 11 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額 12,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担

の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。

(3) その他

- ア 選考結果の発表は10月下旬を予定しています。
- イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領を御参照ください。
- ウ 当該落札決定の効果は、平成30年第3回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要

します。

川崎市公告第526号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年9月14日	特定非営利活動法人 明日葉の会	平井 美智子	川崎市高津区上作延462番地 市営住宅3-101	この法人は、障害者に対して、障害福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

川崎市公告第527号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年9月5日	特定非営利活動法人 ぐるーぷ麦	吉田 歌子	川崎市高津区二子2丁目 17番2号	この法人は、主に若年認知症、初期の認知症と介護者に対して、双方の適正な対応、生活支援、相談などで具体的に支援し、広く一般市民に対しては認知症・予防の啓発活動などの事業を行い、認知症の理解・抑制を図り、併せて公共施設の管理運営を行うことで、健全で豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

公 告 ( 調 達 )

川崎市公告（調達）第390号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機 賃貸借・保守契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4 市役所第3庁舎7階ほか

(3) 履行期間

平成31年3月1日（2019年3月1日）から

平成36年2月29日（2024年2月29日）まで

(4) 業務概要

全国瞬時警報システム（以降Jアラートとする）は総務省・消防庁に配置された衛星送信局から、内閣官房より提供される国民保護法関係情報及び気象庁より提供される津波予報、緊急地震速報等の気象関係情報について全国に配信された情報を受信し、受信データに応じて自動起動装置の画面表示並びに外部装置の表示装置、回転灯、スピーカ及びプリンタ等に可視、可聴表示を出力できるシステムです。本市においては平成22年度に導入して運用していますが、Jアラートの情報伝達手段の変更により新型受信機への更新が必要となったため、本件賃貸借・保守契約を行います。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「リース」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、サーバ・ネットワーク機器等に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
- 〒210-0005  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階  
総務企画局危機管理室 災害システム担当  
電 話 044-200-2857(直通)、  
F A X 044-200-3972、  
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
- 平成30年10月10日(水)から10月17日(水)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
- 実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
- 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
- 平成30年10月19日(金)午後5時まで

- ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 場所
- 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
- 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
- 平成30年10月10日(水)から10月23日(火)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
- 持参、電子メール、F A X又は郵送によります。(電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)
- ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp  
イ F A X 044-200-3972  
ウ 郵 送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
- 平成30年10月26日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金

額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年10月30日（火）午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第391号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 平成30年度川崎市立学校校務用コンピュータ（指導課・区役所）機器賃貸借契約

(2) 履行場所 教育委員会事務局学校教育部指導課及び各区役所（8か所）

(3) 履行期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日

(4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

(5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3階

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

平成30年10月10日（水）から平成30年10月17日

（水）まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時

（土曜日、日曜日を除く）

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）。ダウンロードが

できない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

#### 4 仕様・入札に関する問合せ先

##### (1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

##### (2) 問合せ期間

平成30年10月10日(水)から平成30年10月24日(水)

午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

##### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

##### (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年10月31日(水)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

#### 5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年10月22日(月)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成30年10月22日(月)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

#### 6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを平成30年11月7日(水)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札手続等

##### (1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

##### ア 入札書の提出日時

平成30年11月12日(月)午前9時30分

##### イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室

川崎市高津区溝口6-9-3

※ 郵送による入札は認めません。

##### (2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アと同じ

(4) 開札の場所 8(1)イと同じ

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

##### (7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

#### 9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

#### 10 契約手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 11 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。  
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 支払については、毎月払いとします。

### 川崎市公告(調達)第392号

#### 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 ファクシミリ装置一式の賃貸借及び保守業務
- (2) 履行場所 本市指定場所
- (3) 履行期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- (4) 調達概要 ファクシミリ装置一式の賃貸借及び保守  
詳細は入札説明書によります。

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」、種目「事務用機器」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本業務の機器等の物品調達について、本市又は他官公庁に過去5年以内に業務を履行した類似の契約実績があること。
- (5) この調達において契約締結後、仕様書の内容を遵守し確実に速やかに納入できること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

#### 3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布及び提出場所  
〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課 担当:大澤

電 話:044-200-2190(直通)

F A X:044-200-3906

E-mail: [23zeisei@city.kawasaki.jp](mailto:23zeisei@city.kawasaki.jp)

#### (2) 配布及び提出期間

平成30年10月10日(水)から平成30年10月22日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

#### (3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 納入実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 導入予定機種(ファクシミリ等)について、その仕様を掲載したカタログ

上記イ、ウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

#### (4) 提出方法

持参してください。

#### (5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

#### 4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

なお、入札説明会は開催しません。

#### (1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

#### (2) 交付日時

平成30年10月24日(水)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

#### (3) その他

競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書と併せて入札説明書及び仕様書を上記3(1)の場所において無償で交付します。

なお、入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」-「入札情報」の「物品」-「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

#### 5 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先  
上記3(1)に同じ。
  - (2) 問合せ期間  
平成30年10月24日(水)から平成30年10月31日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)まで
  - (3) 問合せ方法  
入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を上記5(1)担当まで御連絡ください。
  - (4) 回答方法  
競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、平成30年11月5日(月)午後5時15分までに、競争入札参加資格があると認めた者全者宛てにFAXまたは電子メールにて送信します。  
なお、電話等による問合せには一切応じません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
  - (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法  
機器等の調達及び導入設置作業に係る費用を含む5年間のリース費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。  
なお、リース総額は、1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。  
ア 機器の保守費用  
イ 機器の保険料  
ウ 機器の輸送、設置、撤去等に係る費用  
エ その他調達物件の賃借に係る費用
  - (2) 入札書の提出日時及び場所  
ア 提出日時  
平成30年11月8日(木) 午後2時30分  
イ 提出場所  
川崎市川崎区東田町5-4  
第3庁舎15階 第1会議室
  - (3) 入札保証金  
免除とします。
  - (4) 開札の日時  
上記7(2)アに同じ。
  - (5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この入札への参加者が、2者以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(4) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) この契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を川崎市は変更又は解除できるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は川崎市と落札者が協議して定めるものとします。

(6) 契約書・仕様書等に記載されている元号について、改元後は新元号に読み替えるものとします。

川崎市公告(調達)第393号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成31年度市民税・県民税当初課税時における人材派遣契約
- (2) 履行場所 かわさき市税事務所法人課税課
- (3) 履行期間 平成31年1月18日から平成31年7月31日まで
- (4) 業務概要 市民税・県民税当初課税時における人材派遣業務  
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 一般労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (4) 本市又は他官公庁において人材派遣業務(一般事務サービス)の契約実績または同等の契約の実績があること。
- (5) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。
- (6) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に搭載されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布及び提出場所  
〒210-0006  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル5階  
財政局税務部税制課 担当: 児玉・大澤  
電 話: 044-200-2190(直通)  
F A X: 044-200-3906  
E-mail: [23zeisei@city.kawasaki.jp](mailto:23zeisei@city.kawasaki.jp)
- (2) 配布及び提出期間  
平成30年10月10日(水)から平成30年10月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) 提出物  
ア 競争入札参加申込書  
イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し  
ウ 一般労働者派遣事業許可証の写し  
エ プライバシーマーク登録証の写し  
上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日

平成30年10月23日(火)

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部市民税管理課 担当: 伊丹・安藤

電 話: 044-200-3825(直通)

F A X: 044-200-3907

E-mail: [23simka@city.kawasaki.jp](mailto:23simka@city.kawasaki.jp)

(2) 問合せ期間

平成30年10月23日(火)から平成30年10月26日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に

対する回答は、平成30年10月30日（火）午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全者宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

#### 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札の手續等

##### (1) 入札方法

労働者派遣業務に係る費用の総額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用、採用費用及び社会保険料等を含め、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

##### (2) 入札書の提出日時及び場所

###### ア 提出日時

平成30年11月8日（木）午後2時00分

###### イ 提出場所

川崎市川崎区東田町5-4  
第3庁舎15階 第1会議室

##### (3) 入札保証金

免除とします。

##### (4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

##### (5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

##### (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

##### (7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 8 契約の手續等

##### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

##### (2) 前払金 否

##### (3) 契約書の作成 要

##### (4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること（様式自由）。

##### (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この入札への参加者が、2者以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(4) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 川崎市公告（調達）第394号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約（平成31年3月31日導入分）

(2) 履行場所 川崎市川崎区東田町5-4ほか

(3) 履行期間 平成31年3月31日から平成36年3月30日まで

(4) 調達物品の概要 入札説明書によります。

#### 2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年10月19日（金）までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入

することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 森田・松田

電話 044-200-3076

FAX 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年10月10日(水)から平成30年10月19日(金)までとします。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出方法 持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場 所 3(1)に同じ

(2) 日 時 平成30年10月29日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成30年10月10日(水)から平成30年10月19日(金)まで縦覧に供します。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日 時 平成30年10月29日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場 所 川崎市役所 第3庁舎9階

6 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、平成30年10月29日(月)から平成30年11月5日(月)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡くだ

さい。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

なお、回答については平成30年11月12日(月)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

7 カタログの提出について

導入予定機種(パソコン、スイッチングハブ等)のカタログを平成30年11月16日(金)午後5時15分までに3(1)に提出してください。

8 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年11月27日(火)午後2時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 平成30年11月26日(月)必着

イ 宛先 3(1)に同じ

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :  
The contract for the lease and maintenance of personal computers and other necessary equipment for the Kawasaki City Office intra information system.
- (2) Time-limit for tender :  
2:00 P.M. November 27, 2018
- (3) Time-limit for tender by mail :  
November 26, 2018
- (4) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
System Management Section  
Information Management Department  
General Affairs and Planning Bureau  
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
Tel:044-200-3076

## 川崎市公告(調達)第395号

### 入 札 公 告

川崎市川崎区役所大師支所ほか23施設で使用する電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年10月10日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
川崎市川崎区役所大師支所ほか23施設で使用する電力の供給に関する契約
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区役所大師支所ほか23施設
- (3) 履行期限  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 調達概要  
上記期間内における単価納入契約の締結  
調達見込数量 約6,432,000キロワット時

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月11日成立)による改正後の電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。  
なお、未申請の者(入札参加業種・種目に申請のないもの者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成30年10月19日(金)までに行うこと。
- (5) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。
- (6) 電気の供給について、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。また、供給期間中は安定的かつ確実に電気を供給することができる者であること。

#### 3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

##### (1) 配布・提出場所

〒216-8570

川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5

川崎市宮前区役所まちづくり推進部総務課

電話：044-856-3123

F A X：044-856-3119

##### (2) 配布・提出期間

平成30年10月10日(水)から平成30年10月19日(金)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

##### (3) 提出方法

持参

#### 4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成30年10月10日(水)から平成30年10月19日(金)まで縦覧に供します。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成30年10月29日(月) 午後3時

ただし、川崎市「平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、平成30年10月29日(月)までに電子メールで配信します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

平成30年10月10日(水)から平成30年10月31日(水)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)直接提出するか、指定するFAXあてに送信してください。

なお、FAXを送信した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年11月16日(金)に、全参加者宛てに電子メールにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(ア) 入札書の郵送期限

平成30年11月27日(火)午後5時必着

(イ) 郵送場所

〒216-8570

川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5

川崎市宮前区役所まちづくり推進部総務課

イ 持参による入札

(ア) 入札日時

平成30年11月29日(木)午前10時

(イ) 入札場所

川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5

宮前区役所4階 第3会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 Summary

- (1) Nature and quality of products to be purchased :  
Electricity about 6,432,000kWh to use at Kawasaki city Daishi Branch Office  
In addition to 24 facilities
- (2) Time-limit for tender:  
10:00 A.M. 29, November, 2018
- (3) Time-limit for tender by mail:  
5:00 P.M. 27, November, 2018
- (4) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
General Affairs Section  
Community Building Promotion Department  
Miyamae Ward Office  
2-20-5, Miyamaedaira, Miyamae-ku  
Kawasaki-shi, Kanagawa 216-8570, Japan  
Tel 044-856-3123(Direct-in)

### 川崎市公告（調達）第396号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成30年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名  
高津市民館冷却塔長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市高津区溝口1丁目4番1号
- (3) 履行期間  
契約日から平成31年3月29日まで
- (4) 業務概要  
高津市民館に設置されている冷却塔3台の分解整備及び熱源水ポンプ1台の交換を行う。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。
- (3) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有する

こと。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、点検・工事実績を証する書類（契約書の写しや工事実績一覧表等）を提出してください。

##### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒213-0001

[住所等] 川崎市高津区溝口1丁目4番1号  
ノクティプラザ11階

[担当課] 高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課

電 話 044-814-7603

F A X 044-833-8175

E-mail 88takasi@city.kawasaki.jp

##### (2) 配布・提出期間

平成30年10月10日（水）から10月17日（水）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

##### (3) 提出方法

持参

#### 4 入札説明会及び入札説明書

##### (1) 入札説明会

実施しません。

##### (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

##### (1) 日時

平成30年10月19日（金）午後1時から午後5時まで  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

##### (2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

#### 6 仕様に関する問合せ

##### (1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年10月22日(月)から10月25日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88takasi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-833-8175

(5) 回答方法

平成30年10月30日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年11月5日(月)午後2時00分

イ 入札場所

川崎市高津区溝口1丁目4番1号  
ノクティプラザ11階 高津市民館第2会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第397号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 工場夜景パンフレット作成業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階ほか

- (3) 履行期間 契約日から平成31年2月28日まで  
 (4) 業務内容 仕様書のとおり

## 2 競争参加資格に関する事項

この競争に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと  
 (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」の種目「印刷企画」に記載されていること  
 (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと  
 (4) 平成28年以降に本市、他官公庁または民間企業・団体において、本「工場夜景パンフレット作成業務」と同様の観光関連のパンフレットを作成する業務実績があること(業務実績を証明できる契約書の写しまたは成果物の写しを競争参加申込書と共に提出すること)

## 3 競争参加申込書、仕様書の配布等

次により、競争参加申込書、仕様書を配布する。配布期間中にホームページからダウンロードすることも可能とする。

### (1) 配布場所

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2  
 川崎フロンティアビル10階  
 川崎市経済労働局産業振興部  
 観光プロモーション推進課 担当 高橋  
 電 話：044-200-2327  
 F A X：044-200-3920  
 E-mail：28kankou@city.kawasaki.jp

### (2) 配布期間

平成30年10月10日(水)から平成30年10月16日(火)まで(土曜・日曜を除く)、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## 4 競争参加申込書の提出

この入札に参加を希望する者は、次により所定の競争参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出場所 上記3(1)と同じ  
 (2) 提出期間 平成30年10月15日(月)から平成30年10月16日(火)まで(土曜・日曜を除く)、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送で提出の場合は、提出期間前に到達したのもも受付を行う。  
 (3) 提出方法 持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)  
 (4) 提出物  
 ア 競争参加申込書

イ 平成28年以降に本市、他官公庁または民間企業・団体において、本「工場夜景パンフレット作成業務」と同様の観光関連のパンフレットを作成する業務実績を証明する書類(契約書の写し、仕様書の写しまたは成果物の写し)

## 5 競争入札参加資格確認通知書等の送付

競争参加申込書を提出した者には、下記の記載により競争入札参加資格確認通知書と入札説明書、入札(見積)書を送付する。

- (1) 送付日時 平成30年10月18日(木)  
 (2) 送付方法 郵送及び競争参加申込書に記載の連絡担当者メールアドレスに送信

## 6 質問書の提出

競争参加資格があると認められた者は、仕様書等に関する質問書を提出することができる。仕様書等に特に疑義がない場合は質問書の提出は要さない。

- (1) 提出先 上記3(1)と同じ  
 (2) 提出方法 任意の様式に記載し、持参、FAXまたは電子メールにて提出すること。電話での質問、受付受付外の質問には回答いたしません。  
 (3) 質問書受付期間 平成30年10月15日(月)から平成30年10月19日(金)まで。(土曜・日曜を除く)、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送で提出の場合は、提出期間前に到達したのもも受付を行う。  
 (4) 質問への回答 競争参加申込書に記載の連絡担当者メールアドレスに、質問及び回答を平成30年10月23日(火)までにメールで送信する。なお、質問及び回答に関しては、質問者名を特定できないようにし、本競争入札に参加する者全てに送信する。

## 7 参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失するものとする。

## 8 入札手続等

- (1) 入札書について  
 入札書は川崎市契約規則で定める入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に入れて提出するものとする。  
 (2) 入札書の提出方法 持参  
 (3) 入札書の提出日時 平成30年10月26日(金)

午前10時

(4) 入札書の提出場所 川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル6階  
経済労働局会議室

(5) 入札保証金 免除(ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実に認められるとき)

(6) 開札の日時 上記8(3)と同じ

(7) 開札の場所 上記8(4)と同じ

(8) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがある。

(9) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とする。

(10) 入札書の記載金額

入札に際しては、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

9 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参するものとする。

入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければならない(入札前に委任状を提出するものとする。代理人による入札に関する事項は「川崎市競争入札参加者心得」を参照。)

10 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。再度入札の際は、1回目の入札で川崎市競争入札参加心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除くものとする。

11 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とする。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約予定日 平成30年11月1日(木)

12 その他

(1) 詳細は仕様書による。

(2) 当該契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の情

報を閲覧、確認をすること。

## 税 公 告

### 川崎市税公告第204号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

### 川崎市税公告第205号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月19日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	市民税・県民税(普通徴収)	7月随時分	平成30年10月1日	計1件
平成30年度	市民税・県民税(普通徴収)	第2期分	平成30年10月1日	計1件

(別紙省略)

### 川崎市税公告第206号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第207号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第208号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第209号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第210号**

課税額変更通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第211号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第212号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第213号**

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	1月随時分	平成30年10月10日	計1件
平成29年度	法人市民税	3月随時分	平成30年10月10日	計1件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期分	平成30年10月10日	計1件
平成29年度	市民税・県民税 (特別徴収)	6月分	平成30年10月10日	計1件
平成29年度	市民税・県民税 (特別徴収)	9月分	平成30年10月10日	計1件
平成29年度	市民税・県民税 (特別徴収)	10月分	平成30年10月10日	計1件
平成29年度	市民税・県民税 (特別徴収)	11月分	平成30年10月10日	計1件
平成29年度	市民税・県民税 (特別徴収)	12月分	平成30年10月10日	計3件
平成29年度	市民税・県民税 (特別徴収)	1月分	平成30年10月10日	計2件
平成29年度	市民税・県民税 (特別徴収)	2月分	平成30年10月10日	計3件
平成29年度	市民税・県民税 (特別徴収)	3月分	平成30年10月10日	計4件
平成29年度	市民税・県民税 (特別徴収)	4月分	平成30年10月10日	計5件
平成29年度	市民税・県民税 (特別徴収)	5月分	平成30年10月10日	計5件
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	6月随時分	平成30年10月10日	計4件
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	平成30年10月10日	計177件
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	平成30年10月10日	計11件
平成30年度	軽自動車税	全期分	平成30年10月10日	計4件
平成30年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	平成30年10月10日	計1件
平成30年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	平成30年10月10日	計57件
平成30年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	6月随時分	平成30年10月10日	計3件

(別紙省略)

**川崎市税公告第214号**

納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**訓 令**

**川崎市訓令第5号**

庁中一般  
各 かい

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程(昭和35年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

**川崎市訓令第6号**

庁中一般  
各 かい

川崎市職員出勤記録整理規程及び川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員出勤記録整理規程及び川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令

(川崎市職員出勤記録整理規程の一部改正)

第1条 川崎市職員出勤記録整理規程(昭和35年川崎市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「出勤等」を「出勤状況及び出退勤情報」に改める。

第3条第1項第2号ア中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 職員情報システムにおける電子計算機の映像面

への表示により毎月の出勤記録を確認し、出勤状況の月締め確定処理を行うこと。

第4条第1項第1号中「出勤に」を「出勤又は退勤に」に改め、同号ア中「出勤時限前」を「正規の勤務時間の始め又は終わり」に改め、同号イ中「ICカードを」を「ICカードの」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同項第4号ア中「により出勤」を「により正規の勤務時間中に勤務」に改め、同号ア(ア)及び(イ)中「出勤」を「勤務」に改め、同号ケ中「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第5条中「翌月7日」を「翌月3日」に改め、「おける」の次に「電子計算機の」を加える。

第7条の見出し及び同条本文中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条ただし書中「を所持していないとき又は出勤時限までに出勤しICカードによる出勤情報の登録を怠った」を「の紛失、破損その他の理由によりICカードによる出退勤情報の登録が行えない」に改める。

第9条中「申出」を「申し出」に改め、同条第2号中「出勤時限前に出勤し」を「勤務時間前に出勤し、又は勤務時間後に退勤し」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

別表こども未来局の項中

児童相談所 保育園	所長 園長
--------------	----------

を

子育て推進部 (区保育総合支援担当に限る。) 保育園 児童相談所	庶務を担当する 担当課長 園長 所長
---	-----------------------------

に改める。

(川崎市職員服務規程の一部改正)

第2条 川崎市職員服務規程(昭和35年川崎市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条第2項中「出勤時限までに出勤した」を「出勤したとき及び退勤する」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第13条第1項及び第2項中「出勤」を「正規の勤務時間中に勤務」に改め、同条第3項中「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第14条第1項中「出勤記録等」を「出勤記録(川崎市職員出勤記録整理規程第1条に規定する出勤記録をいう。以下同じ。)等」に改め、同条第2項中「職員の勤務状況を調査記録し、確定処理」を「の出勤記録

を確認し、出勤状況の月締め確定処理（川崎市職員出勤記録整理規程第3条第1項第1号に規定する月締め確定処理をいう。）に改める。

第19条第2項中「出勤をした場合は」を「勤務をする場合は、登退庁のときには」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成30年9月の出勤状況の月締め確定処理については、なお従前の例による。

## 上 下 水 道 局 規 程

### 川崎市上下水道局規程第19号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、  
休日、休暇等に関する規程の一部を改正  
する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（平成24年川崎市上下水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第5項までを削り、附則第6項を附則第2項とする。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

### 川崎市上下水道局規程第20号

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規  
程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程（昭和46年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「出勤等」を「出勤状況及び出退勤情報」に改める。

第3条第1項第2号ア中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 職員情報システムにおける電子計算機の映像面への表示により毎月出勤記録を点検し、必要に応

じて勤務状況を調査確認した上で、出勤状況の月締め確定処理を行うこと。

第4条第1項第1号中「出勤」の次に「又は退勤」を加え、同号ア中「出勤時限前」を「正規の勤務時間の始め又は終わりに」に改め、同号イ中「ICカードを」を「ICカードの」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同項第4号ア中「により出勤」を「により正規の勤務時間中に勤務」に改め、同号ア（ア）及び（イ）中「出勤」を「勤務」に改め、同号ケ中「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第5条の見出し中「月締め確定処理等」を「月締め確定処理」に改め、同条中「より」を「により」に改める。

第7条の見出し中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条第1項中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条第2項中「を所持していないとき又は出勤時限までに出勤しICカードによる出勤情報の登録を怠った」を「の紛失、破損その他の理由によりICカードによる出退勤情報の登録が行えない」に改める。

第9条第2号中「出勤時限前に出勤し」を「勤務の時間前に出勤し、又は勤務の時間後に退勤し」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

### 川崎市上下水道局規程第21号

川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年 9月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部  
を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員服務規程（平成10年川崎市水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条第2項中「出勤時限までに出勤した」を「出勤したとき及び退勤する」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第12条第1項中「勤務」を「正規の勤務時間中に勤務」に改め、同条第2項中「出勤」を「正規の勤務時間中に勤務」に改め、同条第3項中「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第13条第1項中「出勤記録」を「出勤記録（規程第1条に規定する出勤記録をいう。以下同じ。）等」に改め、同条第2項中「職員の勤務状況を調査記録し、」を「出勤記録を点検し、必要に応じて勤務状況を調査確認した上で、出勤状況の月締め」に改める。

第22条第3項中「第11条第6項」を「第11条第4項」

に改める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

**川崎市上下水道局規程第22号**

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和47年川崎市水道局規程第18号）の一部を次のように改正する。

別表第6中「131,800」を「134,900」に改める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

**上 下 水 道 局 告 示**

**川崎市上下水道局告示第47号**

川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し  
について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第11条第1項の規定により、次のとおり川崎市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第12条第2号の規定により告示します。

平成30年9月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定を取り消した期日  
平成30年9月21日
- 2 指定を取り消した工事店  
指 定 番 号 703  
商号又は名称 株式会社西山設備工業  
営業所所在地 神奈川県藤沢市西俣野230番地の3  
代表者氏名 西山 美智男  
指定有効期間 平成29年11月1日から  
平成34年10月31日まで

**川崎市上下水道局告示第48号**

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成30年9月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定有効期間  
平成30年10月1日から  
平成35年7月31日まで
- 2 指定工事店  
指 定 番 号 1068  
商号又は名称 合同会社アクアデザイン  
営業所所在地 神奈川県逗子市小坪2丁目8番40号  
代表者氏名 三縄 陽三

**川崎市上下水道局告示第49号**

川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し  
について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第11条第1項の規定により、次のとおり川崎市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第12条第2号の規定により告示します。

平成30年9月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定を取り消した期日  
平成30年9月26日
- 2 指定を取り消した工事店  
指 定 番 号 569  
商号又は名称 石村設備株式会社  
営業所所在地 横浜市港南区笹下6丁目21番26号  
代表者氏名 石村 義昭  
指定有効期間 平成26年5月1日から  
平成31年4月30日まで

**川崎市上下水道局告示第50号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成30年9月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定番号 第1629号  
氏名又は名称 株式会社サンリフレホールディングス  
住 所 東京都渋谷区東1丁目26番20号  
東京建物東渋谷ビル12F  
代表者氏名 栗原 将  
指定年月日 平成30年9月26日
- 2 指 定 番 号 第1630号

氏名又は名称 株式会社長濱水道設備  
住 所 東京都調布市深大寺南町4丁目  
26番地25  
代表者氏名 小林 英礼奈  
指 定 年 月 日 平成30年9月26日

**川崎市上下水道局告示第51号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成  
10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届  
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の  
変更を行いましたので告示します。

平成30年9月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第456号

氏名又は名称 (新)株式会社大神  
(旧)株式会社大神設備工業  
住 所 横浜市港北区篠原町3172番地1  
代表者氏名 岩崎 次郎  
変 更 年 月 日 平成30年7月30日

2 指 定 番 号 第536号

氏名又は名称 有限会社ミズコーポレーション  
住 所 横浜市緑区十日市場町871番地10  
代表者氏名 (新)黒田 信治  
(旧)黒田 耕造  
変 更 年 月 日 平成30年9月1日

3 指 定 番 号 第654号

氏名又は名称 株式会社協同ビルテック  
住 所 横浜市神奈川区神奈川本町14番地2  
代表者氏名 (新)河野 光子  
(旧)河野 正二  
変 更 年 月 日 平成30年7月9日

4 指 定 番 号 第785号

氏名又は名称 株式会社矢野住設  
住 所 (新)横浜市戸塚区深谷町1881番地  
(旧)横浜市戸塚区汲沢3丁目1番  
18-501号  
代表者氏名 矢野 圭一  
変 更 年 月 日 平成30年4月1日

5 指 定 番 号 第1532号

氏名又は名称 株式会社松浦設備  
住 所 (新)横浜市磯子区久木町3番39号  
(旧)横浜市磯子区久木町14番9号  
クリオ久木101号  
代表者氏名 松浦 公二

変更年月日 平成30年8月27日

**川崎市上下水道局告示第52号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成  
10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届  
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止  
を行いましたので告示します。

平成30年9月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第804号

氏名又は名称 石村設備株式会社  
住 所 横浜市港南区笹下6丁目21番26号  
代表者氏名 石村 義昭  
廃 止 年 月 日 平成30年9月19日

2 指 定 番 号 第1057号

氏名又は名称 株式会社橋田工業  
住 所 横浜市港北区新羽町1820番地1  
代表者氏名 橋田 幹雄  
廃 止 年 月 日 平成30年9月26日

3 指 定 番 号 第1477号

氏名又は名称 長濱水道設備  
住 所 東京都調布市深大寺南町4丁目  
26番地25  
代表者氏名 小林 久顕  
廃 止 年 月 日 平成30年9月26日

**上 下 水 道 局 公 告**

**川崎市上下水道局公告第73号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度西部下水管内管きよ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市宮前区、多摩区、高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。</p> <p>(8) 管きよ清掃の作業にあたって、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。</p> <p>なお、双方は兼任できるものとします。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月16日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</li> <li>・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</li> </ul> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p>	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度中部下水管内管きよ清掃委託その3
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区、宮前区、多摩区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p>	

参加資格	(7) バキューム車(揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等)を保有または調達することが可能であること。 (8) 管きよ清掃の作業にあたって、産業洗浄技能士(高压洗浄作業)の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。 なお、双方は兼任できるものとします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成30年10月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	麻生水処理センター実施設計委託その14
	履行場所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。 (4) 平成15年4月1日以降に国、地方公共団体又は地方公共団体が発注した委託業務において、下水道施設(ポンプ場又は処理場)に係るコンクリート構造劣化調査・診断業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウの兼務はできません。 ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度加瀬水処理センターほか消防用設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月8日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」に登載されていること。</p> <p>(6) 平成15年4月1日以降に国または地方公共団体等が発注した消防用設備に関する保守点検業務委託の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(7) 平成16年消防庁告示第10号に従い、施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有する者が業務にあたること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月11日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度 川崎区ほか既設管実態調査委託第2号
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成25年度以降に契約した既設管実態調査委託の元請履行完了実績をTECRIS等により確認できること。ただし、当該実績を有していない場合には、管径230～750mmの下水道本管内を調査可能な機器を自社で所有し、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士（調査）」のいずれかの資格を有する者を配置できること。</p> <p>(5) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月11日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター西系再構築完成式典支援業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 3-17-1 入江崎水処理センター
	履 行 期 限	契約の日から平成31年2月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されていること。 (4) 官公庁(外郭団体を含む)が発注した式典開催に関する業務委託の履行完了実績を有すること。 (5) 日本品質保証機構発行のJISQ15001登録証又は日本情報経済社会推進協会発行のプライバシーマーク登録証を保持していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## 川崎市上下水道局公告第74号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

## (案件1)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター1系No.1焼却設備用空気圧縮機整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 3-24-12
	履 行 期 限	契約の日から平成30年12月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	

入札日時等	平成30年10月10日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	王禅寺東4丁目200mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：麻生区王禅寺東4-1-6先 至：麻生区王禅寺東4-6-21先 ほか1件
	履 行 期 限	契約の日から345日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年10月15日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「菅城下200mm-50mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「菅城下200mm-50mm配水管布設替工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「菅城下200mm-50mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	菅城下200mm-50mm配水管布設替工事
	履行場所	自：多摩区菅城下31-4先 至：多摩区菅4-15-6先 ほか3件
	履行期限	契約の日から285日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年10月15日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「王禅寺東4丁目200mm-100mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「王禅寺東4丁目200mm-100mm配水管布設替工事」、本案件の順に行います。</p> <p>(3) 「王禅寺東4丁目200mm-100mm配水管布設替工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	金山隧道 点検用歩廊設置工事
	履行場所	川崎市宮前区馬絹1082（金山隧道内）
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで

参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「その他の鋼構造物」で登録されている者。</li> <li>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(8) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(9) 主任技術者(業種「鋼構造物」)を専任で配置できること。</li> </ul>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成30年10月10日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度西部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</li> <li>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</li> </ul>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年10月9日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度中部下水管内管きょ緊急補修第2号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年10月15日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「平成30年度南部下水管内管きょ緊急補修第2号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「平成30年度南部下水管内管きょ緊急補修第2号工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「平成30年度南部下水管内管きょ緊急補修第2号工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度南部下水管内管きょ緊急補修第2号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p>	

参加資格	<p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	平成30年10月15日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「平成30年度中部下水管内管きよ緊急補修第2号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「平成30年度中部下水管内管きよ緊急補修第2号工事」、本案件の順に行います。</p> <p>(3) 「平成30年度中部下水管内管きよ緊急補修第2号工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	東扇島150mm配水管布設替工事
	履行場所	自：川崎区東扇島25-1先 至：川崎区東扇島38-1先
	履行期限	契約の日から65日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「水道施設」）を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成30年10月9日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第75号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度 水道管路付属設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市内及び水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に記載されている者。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月18日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	等々力水処理センター実施設計委託その41
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履 行 期 限	契約の日から平成31年10月10日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されている者。	

参加資格	(4) 平成15年4月1日以降に計画処理能力100,000m <sup>3</sup> /日以上 of 処理場の新設、増設又は更新に伴う実施設計業務の元請履行完了実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウの兼務はできません。 ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成30年10月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	平成30年度 麻生区ほか下水枝線実施設計委託第8号
	履行場所	川崎市麻生区、中原区地内
	履行期限	契約の日から平成31年7月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されている者。 (4) 平成25年4月1日以降に契約した、下水道管きよの新設に係る詳細設計(耐震設計(レベル1及び2))を含む委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ウ及びエは兼務できません。 ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者 ウ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 エ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## 川崎市上下水道局公告第76号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	百合ヶ丘配水塔外面塗装工事
	履行場所	川崎市麻生区百合ヶ丘3-14-1(百合ヶ丘配水塔内)
	履行期限	契約の日から140日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年10月17日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

**上下水道局公告(調達)**

## 川崎市上下水道局公告(調達)第17号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年10月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

## 1 調達の名称及び数量

- (1) 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1 t  
(単価契約) 約2,574 t
- (2) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1 t (単価契約)  
約747 t
- (3) 高分子凝集剤 1 t (単価契約)(下水) 約100 t

## 2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

## 3 落札者を決定した日

平成30年9月11日

## 4 落札者の氏名及び住所

- 1(1) 協栄産業 株式会社 神奈川支店

支店長 杉山 公之

川崎市麻生区王禅寺東二丁目33番8号

- 1(2) 株式会社 泰山堂

代表取締役 金成 敏史

川崎市川崎区駅前本町15番地1

- 1(3) 葵薬品産業 株式会社

代表取締役 間瀬 良夫

川崎市川崎区本町一丁目5番地15

## 5 落札金額

- 1(1) 29,800円

1 (2) 54,000円

1 (3) 680,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年7月25日

**交 通 局 規 程**

**川崎市交通局規程第8号**

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の  
一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係）中

「

〃	かわさき南部斎苑	〃
---	----------	---

」

を

「

〃	JFE前・かわさき南部斎苑	〃
---	---------------	---

」

に、

「

〃	市役所前・かわさき南部斎苑	塩浜
水江町	市役所前	川崎駅
〃	新川橋（急行）	〃
ゼロ・エミ工業団地	水江町・市役所前	〃
〃	水江町・新川橋（急行）	〃
塩浜	かわさき南部斎苑・市役所前	〃

」

を

「

〃	市役所前・かわさき南部斎苑	塩浜
---	---------------	----

」

に、

「

川崎駅		扇町
〃	浜町二丁目	塩浜営業所前

」

を

「

川崎駅	浜町二丁目	扇町
〃	〃	塩浜営業所前

」

に、

「

〃	千年・木月四丁目	元住吉
---	----------	-----

」

を、

「

〃	〃	元住吉
---	---	-----

」

に、

「

小杉駅前	千年・中有馬	鷺沼駅
有馬第二団地前		〃
新城駅前	千年・中有馬	〃
中原駅前	〃	〃
井田営業所前	五反田橋・中有馬	〃
久末	有馬第二団地前	〃
野川	中有馬	〃
〃	千年	小杉駅前

」

を

「

鷺沼駅	中有馬・千年	小杉駅前
有馬第二団地前		鷺沼駅
鷺沼駅	中有馬・千年	新城駅前
〃	〃	中原駅前
〃	中有馬・五反田橋	井田営業所前
〃	有馬第二団地前	久末
〃	中有馬	野川
野川	千年	小杉駅前

」

に、

第三京浜入口	溝口駅南口・蔵敷	鷺ヶ峰営業所前
〃	溝口駅前・高津区役所前	〃
溝口駅南口	向丘出張所・蔵敷	柿生駅前
〃	〃	新百合丘駅前
〃	〃	聖マリアンナ医科大学前
〃	〃	鷺ヶ峰営業所前
〃	向丘出張所・蔵敷(浄水場通り)	菅生車庫
おし沼	向丘出張所	溝口駅南口
溝口駅南口	向丘出張所	向丘遊園駅南口

を

鷺ヶ峰営業所前	蔵敷・溝口駅南口	第三京浜入口
〃	高津区役所前・溝口駅前	〃
柿生駅前	蔵敷・向丘出張所	溝口駅南口
新百合丘駅前	〃	〃
聖マリアンナ医科大学前	〃	〃
鷺ヶ峰営業所前	〃	〃
菅生車庫	蔵敷(浄水場通り)・向丘出張所	〃
おし沼	向丘出張所	〃
向丘遊園駅南口	〃	〃

に、

〃	稗原・琴平下	柿生駅前
第三京浜入口	溝口駅南口・犬蔵	宮前平駅
〃	溝口駅前・高津区役所前・犬蔵	〃
溝口駅南口	向丘出張所・犬蔵	宮前区役所前
〃	〃	宮前平駅
〃	〃	聖マリアンナ医科大学前
〃	向丘出張所・犬蔵・北部市場前	鷺ヶ峰営業所前
白幡八幡前	犬蔵	宮前平駅

を

柿生駅前	琴平下・稗原	鷺ヶ峰営業所前
堰下	稗原・王禅寺公園	新百合丘駅前
宮前平駅	犬蔵・溝口駅南口	第三京浜入口
〃	犬蔵・高津区役所前・溝口駅前	〃
宮前区役所前	犬蔵・向丘出張所	溝口駅南口
宮前平駅	〃	〃
聖マリアンナ医科大学前	〃	〃
鷺ヶ峰営業所前	北部市場前・犬蔵・向丘出張所	〃
溝口駅南口	向丘出張所・犬蔵	北部市場前
宮前平駅	犬蔵	白幡八幡前

に、

宮前平駅	犬蔵・稗原	〃
〃	犬蔵・北部市場前	〃

を

宮前平駅	犬蔵・蔵敷	〃
〃	犬蔵・北部市場前	〃
北部市場前	犬蔵	宮前平駅

に、

〃	犬蔵・宮前平駅	宮前区役所前
---	---------	--------

を

〃	犬蔵・宮前平駅	宮前区役所前
聖マリアンナ医科大学前	長沢・清水台・犬蔵	鷺沼駅
鷺ヶ峰営業所前	蔵敷・清水台・犬蔵	〃

に、

〃	王禅寺口・山口台中央	〃
〃	裏門坂・山口台中央	〃

を

「

〃	王禅寺口	〃
〃	裏門坂	〃

」

に、

「

小杉駅前	小杉御殿町	市営等々カグランド
------	-------	-----------

」

を

「

小杉駅前		市営等々カグランド
〃		とどろきアリーナ前

」

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

深夜運行系統 (均一制区間)

起点	主要経過地	終点
川崎駅		塩浜営業所前
小杉駅前	下平間	川崎駅ラゾーナ広場
上平間	小向西町	〃
〃	妙光寺前	〃
小杉駅前	北谷町	上平間
鷺沼駅	中有馬・千年	小杉駅前
〃	中有馬・五反田橋	井田営業所前
鷺ヶ峰営業所前	蔵敷・向丘出張所	溝口駅南口
宮前平駅	大蔵・向丘出張所	〃
菅生車庫	〃	〃

別表第8中

「

運転区間	主要経過地	キロ程
小杉駅前～鷺沼駅	久末	往 キロメートル 10.49
		復 キロメートル 9.91

」

を

「

運転区間	主要経過地	キロ程
小杉駅前～鷺沼駅	久末	往 キロメートル 9.91
		復 キロメートル 10.49

」

に改める。

別表第9を次のように改める。

別表第9 (第6条関係)

起点	主要経過地	終点
新城駅前	木月四丁目・南幸町二丁目	川崎駅西口
〃	千年	井田営業所前
〃	千年・木月四丁目	江川町
〃	〃	元住吉
蟹ヶ谷	木月四丁目・南幸町二丁目	川崎駅西口
〃	子母口住宅前	井田営業所前
〃	木月四丁目	元住吉
井田営業所前	木月四丁目・南幸町二丁目	川崎駅西口
〃	木月四丁目・平間駅前	上平間
〃	木月四丁目	元住吉
横須賀線小杉駅	小杉駅東口・木月四丁目	井田営業所前
〃	〃	蟹ヶ谷
小杉駅前	全竜寺前	〃
中原駅前	〃	〃
井田営業所前	五反田橋・久末	有馬第二団地前
〃	五反田橋・馬絹	宮前区役所前
〃	〃	宮前平駅
〃	鷹巣橋	高田町
〃	新城神社前・久地駅前	向丘遊園駅南口
〃	〃	登戸駅
鷺沼駅	中有馬・五反田橋	井田営業所前
梶ヶ谷駅	市民プラザ・橋出張所前	〃
〃	千年	〃
市民プラザ	橋出張所前	〃
溝口駅南口	〃	〃
鷺ヶ峰営業所前	高津区役所前・溝口駅前	第三京浜入口
〃	蔵敷・溝口駅南口	〃
〃	蔵敷・向丘出張所	溝口駅南口

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

川崎市交通局規程第9号

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程 (平成13年交通局規程第17号) の一部を次のように改正する。

第1条中「出勤簿」を「出勤簿等 (出勤簿、点呼執行簿、退勤時間管理簿及び職員の勤務情報等を処理するための電子情報処理組織で交通局企画管理部が所管するものをいう。以下同じ。)」に、「出勤等」を「出勤状況及び出退勤情報」に改める。

第3条第1項第1号中「局内の」を削り、「局内各課」を「職員」に改め、同項第2号ア中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、「登録」の次に「(出退勤情報を出退勤情報の読取装置に読み込ませることをいう。)」を加え、同号ウを次のように改める。

ウ 職員情報システムにおける電子計算機の映像面へ

の表示により毎月の出勤記録を確認し、出勤状況の月締め確定処理を行うこと。

第3条第1項第3号イを次のように改める。

イ 出勤簿等により毎月の出勤記録を確認し、出勤状況を報告すること。

第4条第1項中「出勤簿又は職員情報システムにより」を削り、同項第1号中「出勤に属するもの」を「出勤又は退勤に属するもの」に改め、同号ア中「出勤時限前」を「正規の勤務時間の始め又は終わり」に改め、同号イ中「ICカードを」を「ICカードの」に、「その他」を「その他」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に、「申し出」を「申出」に改め、同項第2号中「属するもの」の次に「(前号、次号、第4号及び次項に規定するものを除く。)」を加え、同項第4号ア中「私事の故障により」の次に「正規の勤務時間中に」を加え、「出勤」を「勤務」に改め、同号ケ中「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第5条の見出し中「月締」を「月締め」に改め、同条中「出勤記録管理者は」を「出勤記録管理者(所長を除く。)は」に、「翌月7日」を「翌月3日」に改め、「出勤簿又は」を削り、「職員情報システムにおける」の次に「電子計算機の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 出勤記録管理者(所長に限る。)は、毎月の出勤状況について、翌月3日までに、出勤状況報告書により、総括出勤記録管理者を通じて、局長に報告するとともに、川崎市交通局企業職員服務規程(平成18年交通局訓令第1号)第12条第6項に規定する医師の診断書又は書面について、総括出勤記録管理者を通じて、局長に提出するものとする。

第7条の見出し及び同条第1項中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条第2項中「を所持していないとき又は出勤時限までに出勤しICカード等による出勤情報の登録を怠った」を「の紛失、破損その他の理由によりICカード等による出退勤情報の登録が行えない」に改める。

第9条第2号中「出勤時限前に出勤し」を「勤務時間前に出勤し、又は勤務時間後に退勤し」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第10条第2項中「書類については」を「書類等(書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)」については、「当該書類」を「当該書類等」に、「(職員情報システムによる情報処理の用に供されるものをいう。)」を「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、職員情報システムによる情報処理の用に供されるものをいう。)」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。(経過措置)
- 2 平成30年9月の出勤状況の月締め確定処理については、なお従前の例による。

## 交 通 局 公 告

### 川崎市交通局公告第58号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 件名

財務会計システム機器及び環境構築作業

##### (2) 履行場所

企画管理部経理課

##### (3) 履行期限

平成31年3月31日まで

##### (4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「コンピュータ」のランク「A」又は「B」、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、本件契約を確実に履行することが可能であること。

#### 3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市ホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

##### (1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

## (2) 提出期間

平成30年9月27日から平成30年10月4日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

## (3) 提出方法

持参

## 4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

## 5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年10月10日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

## 6 仕様に関する問い合わせ先

企画管理部経理課 財務係 欄杭

電話 044-200-3229

## 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年10月17日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

## (3) 入札書の提出方法

持参

## (4) 入札保証金

免除

## (5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

## (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

## (2) 契約書作成の要否

必要

## 10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

## 交 通 局 訓 令

## 川崎市交通局訓令第2号

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員服務規程(平成18年交通局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条第2項中「出勤処理」を「出退勤処理」に改め、同項第1号中「出勤時限までに出勤した」を「出勤したとき及び退勤する」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条第3項中「職員カード」の次に「による操作等所定の方法」を加え、「出勤の記録に必要な所定の操作」を「出退勤情報の登録」に改め、同条第4項中「出勤後速やかに」を「出勤したとき及び退勤するときは、」に改める。

第13条第1項及び第2項中「出勤」を「正規の勤務時間中に勤務」に改め、同条第3項中「出勤情報」を「第11条に規定する出退勤情報」に、「怠った」を「怠り正規の手続をしない」に改める。

第14条第1項中「出勤記録等」を「出勤記録(規程第1条に規定する出勤記録をいう。以下同じ。)等」に改め、同条第2項中「出勤記録管理者は」を「出勤記録管理者(所長を除く。)は」に、「職員の勤務状況を調査記録し、確定処理」を「の出勤記録を確認し、

出勤状況の月締め確定処理（規程第3条第1項第1号に規定する月締め確定処理をいう。）に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 出勤記録管理者（所長に限る。）は、毎月の出勤記録を確認し、出勤状況報告書により、総括出勤記録管理者を通じて、局長に報告するとともに、第12条第6項に規定する医師の診断書又は書面について、総括出勤記録管理者を通じて、局長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年9月の出勤状況の月締め確定処理については、なお従前の例による。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第6号

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市病院事業管理者 増田純一  
川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第26号）の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
18歳	134,900円
19歳	134,900円
20歳	138,400円
21歳	141,000円
22歳	145,200円
23歳	148,400円
24歳	151,700円
25歳	157,000円
26歳	160,600円
27歳	165,900円
28歳	169,500円

29歳	173,000円
30歳	176,600円
31歳	180,100円
32歳	183,700円
33歳	187,200円
34歳	192,500円
35歳	196,100円
36歳	199,600円
37歳	203,200円
38歳	206,700円
39歳	207,900円
40歳以上	209,100円

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

川崎市病院局規程第7号

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程及び川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市病院事業管理者 増田純一  
川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程及び川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程  
(川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程（平成17年川崎市病院局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「出勤等」を「出勤状況及び出退勤情報」に改める。

第3条第2項第1号中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 職員情報システムにおける電子計算機の映像面への表示により所管内の職員の毎月の出勤記録を確認し、出勤状況の月締め確定処理を行うこと。

第4条第1項第1号本文中「出勤」の次に「又は退勤」を加え、同号ア中「出勤時限前」を「正規の勤務時間の始め又は終わり」に改め、同号イ中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同項第4号ア本文中「出勤」を「正規の勤務時間中に勤務」に改め、同号ア（ア）及び（イ）中「出勤」を「勤務」に改め、同号ケ中「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第5条中「おける」の次に「電子計算機の」を加える。

第7条の見出し及び同条本文中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条ただし書中「を所持していな

いとき又は出勤時限までに出勤しＩＣカードによる出勤情報の登録を怠った」を「の紛失、破損その他の理由によりＩＣカードによる出退勤情報の登録が行えない」に改める。

第9条第2号中「出勤時限前に出勤し」を「勤務時間前に出勤し、又は勤務時間後に退勤し」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

(川崎市病院局企業職員服務規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員服務規程(平成17年川崎市病院局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条第2項中「出勤時限までに出勤した」を「出勤したとき及び退勤する」に、「出勤情報の登録」を「出退勤情報の登録(出退勤情報を出退勤情報の読取装置に読み込ませることをいう。以下同じ。)」に改める。

第12条第1項及び第2項中「出勤」を「正規の勤務時間中に勤務」に改め、同条第3項中「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第13条第1項中「出勤記録等」を「出勤記録(川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程第1条に規定する出勤記録をいう。以下同じ。)等」に改め、同条第2項中「職員の勤務状況を調査記録し、月締確定処理」を「の出勤記録を確認し、出勤状況の月締確定処理(川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程第3条第1項に規定する月締確定処理をいう。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年9月の出勤状況の月締確定処理については、なお従前の例による。

## 病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第38号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口には回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時

において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無

効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する総合医療情報システム用端末の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「コンピュータ」 種目「コンピュータ」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年9月25日から平成30年10月3日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年10月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する総合医療情報システム用高精細モニタの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「コンピュータ」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年9月25日から平成30年10月3日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年10月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## 川崎市病院局公告第39号

## 入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

## 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話 044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ

いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩病院貫流ボイラー設備改修工事設計業務委託
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1-30-37 (川崎市立多摩病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年1月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「設備設計」 種目 「空調・衛生設備設計」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	平成30年9月25日から平成30年10月3日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	平成30年10月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

### 消 防 局 公 告

#### 川崎市消防局公告第13号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市消防長 原 悟 志

訓練 1	日時	平成30年10月9日(火) 10時00分～10時15分
	場所	中原区等々力1番地3 川崎市とどろきアリーナ
	消防隊数	消防隊等5隊 計5隊

### 消 防 局 訓 令

#### 消防局訓令第9号

局 内 一 般  
消 防 署

川崎市消防職員出勤記録整理規程及び川崎市消防職員  
服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防職員出勤記録整理規程及び川崎  
市消防職員服務規程の一部を改正する訓令  
(川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部

改正)

第1条 川崎市消防職員出勤記録整理規程(昭和45年消防局訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「出勤等」を「出勤状況及び出退勤情報」に改める。

第3条第1項第2号ア中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 職員情報システムにおける電子計算機の映像面への表示により毎月出勤記録を点検し、必要に応じて勤務状況を調査確認した上で、出勤状況の月締め確定処理を行うこと。

第4条第1項第1号本文中「出勤」の次に「又は退勤」を加え、同号ア中「出勤時限前」を「正規の勤務時間の始め又は終わり」に改め、同号イ中「ICカードを」を「ICカードの」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同項第4号ア本文中「出勤」を「正規の勤務時間中に勤務」に改め、同号ア(ア)及び(イ)中「出勤」を「勤務」に改め、同号ク中「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第5条中「翌月7日」を「翌月3日」に改める。

第7条見出し中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条中「出勤情報の登録は」を「出退勤情報の登録は」に、「を所持していないとき又は出勤時限までに出勤しICカードによる出勤情報の登録を怠った」を「の紛失、破損その他の理由によりICカードによる出退勤情報の登録が行えない」に改める。

第9条第2号中「出勤時限前に出勤し」を「勤務の時間前に出勤し、又は勤務の時間後に退勤し」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

(川崎市消防職員服務規程の一部改正)

第2条 川崎市消防職員服務規程(平成10年消防局訓令

第5号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条第2項中「出勤した」を「出勤したとき及び退勤する」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第12条第1項及び第2項中「出勤」を「正規の勤務時間中に勤務」に改め、同条第3項中「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第13条第1項中「出勤記録等」を「出勤記録(同規程第1条に規定する出勤記録をいう。以下同じ。)等」に改め、同条第2項中「職員の勤務状況を調査記録し、」を「出勤記録を点検し、必要に応じて勤務状況を調査確認した上で、出勤状況の月締め」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成30年9月の出勤状況の月締め確定処理については、なお従前の例による。

#### 川崎市消防局訓令第10号

局 内 一 般  
消 防 署

川崎市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防職員の勤務時間等に関する規程  
の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の勤務時間等に関する規程(平成元年消防局訓令第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

#### 教 育 委 員 会 告 示

#### 川崎市教育委員会告示第26号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成30年9月21日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年10月1日(月)9時10分から
- 2 場 所 明治安田生命川崎ビル3階 委員会室
- 3 その他報告等(非公開予定)

#### 教 育 委 員 会 訓 令

#### 川崎市教育委員会訓令第5号

事務局各課

各教育機関

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程  
及び川崎市教育委員会職員服務規程の一  
部を改正する訓令

(川崎市教育委員会職員出勤記録整理規  
程の一部改正)

第1条 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程(昭和50年川崎市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「出勤等」を「出勤状況及び出退勤情報」に改める。

(川崎市教育委員会職員服務規程の一部改正)

第2条 川崎市教育委員会職員服務規程(平成29年川崎市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「出勤情報」を「出退勤情報」に改め、同条第2項中「出勤時限までに出勤した」を「出勤したとき及び退勤する」に、「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第13条第1項及び第2項中「出勤」を「正規の勤務時間中に勤務」に改め、同条第3項中「出勤情報」を「出退勤情報」に改める。

第14条第1項中「出勤記録等」を「出勤記録(川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程第1条に規定する出勤記録をいう。以下同じ。)等」に改め、同条第2項中「職員の勤務状況を調査記録し、」を「の出勤記録を確認し、出勤状況の月締め」に改め、「確定処理」の次に「(川崎市職員出勤記録整理規程(昭和35年川崎市訓令第5号)第3条第1項第1号に規定する月締め確定処理をいう。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成30年9月の出勤状況の月締め確定処理について

は、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程第1条及び同条において準用する川崎市職員服務規程(昭和35年川崎市訓令第3号)の規定(職員の退勤情報の登録及び退勤情報が登録された記録の管理に係る部分に限る。)は、これらの規定にかかわらず、川崎市立学校に勤務する職員については、当分の間、適用しない。

4 第2条の規定による改正後の川崎市教育委員会職員服務規程第11条、第13条及び第14条の規定にかかわらず、川崎市立学校に勤務する職員の退勤情報の登録及び退勤情報が登録された記録の管理については、当分の間、なお従前の例による。

監 査 公 表

30川監公第8号

平成30年10月10日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	花 輪 孝 一
同	山 田 益 男

1 監査の種別

定期(工事)監査

2 監査の対象

区役所道路公園センター

3 監査の範囲

平成28年度及び29年度に完了した工事及び工事関連の設計等業務委託

4 監査の期間

平成30年4月2日から9月27日まで

5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託785件のうち、工事53件、業務委託7件、合計60件について、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているか、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、区別の監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2による。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと

認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

このうちの多くは設計及び施工監理において関係基準の内容を十分に把握していなかったもので、請負者への適切な指導がなされず、安全性に課題のある事例も見受けられた。

設計及び施工監理に当たっては、事前に関係基準を十分に理解するとともに、工事の適正な履行確保に向け更なる工事現場の状況把握と請負者に対する適切な指導に努められたい。

(1) バリアフリー関係基準を十分に確認すべきもの

本工事は、鷺沼公園ほか1公園における公園施設の一部を川崎市都市公園条例に定めるバリアフリー関係基準(以下「関係基準」という。)に適合するよう再整備を行う工事である。

このうち、鷺沼公園における出入口と広場間に設置されている既存園路は、道路と広場との高低差が大きいことなどにより縦断勾配等が関係基準を満たしておらず、関係基準に適合させるためには大規模な改修が必要となることなどから、既存園路に隣接した箇所に関係基準を満たす新たな傾斜路を設けることとした。

この傾斜路の整備状況についてみたところ、幅員や勾配等はそれぞれ関係基準に適合していたが、手すりについては傾斜路の両側に設置する擁壁と柵により手すりの機能を確保できるとして設置していなかった。

同条例第2条の6によると、傾斜路には地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合を除き両側に手すりを設けることとされており、本工事では手すりが設置できない特別の理由もなく、また擁壁と柵による手すりの機能をもって条例の定める手すりを設けたことには該当しないことから、当該傾斜路の両側に手すりを設置すべきであった。

公園整備において傾斜路を設置する場合には、関係基準を十分に確認し、高齢者、障害者等に配慮した工事を行われたい。

また、関係基準を満たしていない現在の状況については、速やかに改善されたい。

(注) ここでいうバリアフリー関係基準とは、川崎市都市公園条例に定められた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する特定公園施設の新設、増設又は改築を行う場合の移動等円滑化のために必要な基準をいう。



既存園路及び傾斜路（道路側）の状況



傾斜路（広場側）の状況

(工事番号36)(宮前区役所道路公園センター整備課)  
 (2) 工事現場の安全に関する指導を適切に行うべきもの  
 本工事は、直径約4.5メートル、深さ約6メートルの耐震性貯水槽を岡上川井田公園の地表面下に設置する工事である。

労働安全衛生規則第578条では、坑等の内部その他の場所で、排気ガスによる健康障害を防止するために換気をする場合を除き、自然換気が不十分などところにおいては内燃機関を有する機械を使用してはならないとされている。

本工事では、貯水槽を地表面下に設置するために、内燃機関を有する重機を使用し坑の内部で地盤を掘削する作業を行っていたが、送風機の使用など十分な換気を行うための措置を講じていなかった。

また、同規則第518条では、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合においては、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならないが、また、作業床を設けることが困難なときは防網を張り安全带を使用するなどの方法により、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

本工事の高所作業では、一部を除き作業床を設置しておらず、その際に必要であった安全带の使用などの墜落防止対策を行っていなかった。

これらの状況について、監督員は関係法令の理解が不十分であったため、請負者に適切な指導をしていなかった。

川崎市請負工事監督規程によれば、監督員は工事についての関係法令等を熟知するように努め、請負者に対し適切な指示が与えられるよう工事現場等の状況を把握しなければならないことから、安全確保に向けた対策が確実に行われるよう請負者に対し適切に指導されたい。

(工事番号48)(麻生区役所道路公園センター整備課)  
 (3) 撤去樹木の処理における施工監理を適正に行うべきもの

本工事は、新百合ヶ丘駅南口のタクシー乗り場とその周辺部の改修を行う工事である。

改修に当たり、道路位置の変更に伴い植栽帯を移設することから、既存樹木を撤去して新たに植栽することとしていた。

この撤去した既存樹木（以下「撤去樹木」という。）の処理についてみると、工事着手前の処理計画の提出や「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に規定する指定事業者への搬入などが特記仕様書に定められているが、実際の施工では撤去樹木が指定事業者以外へ搬入されているなど特記仕様書に定めたとおり実施されていなかった。

本工事の撤去樹木は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による産業廃棄物に該当し、かつ、市が定める取扱要領により再資源化することとされている建設発生木材であることから、それらの関係法令に基づく特記仕様書の内容が適正に実施されているか十分な確認を行うべきであった。

撤去樹木の処理の施工監理に当たっては、関係法令等に基づき適正に処理されていることを確認されたい。

(工事番号50)(麻生区役所道路公園センター整備課)  
 (4) 委託成果の確認を十分に行うべきもの

本委託は、ガス橋の長寿命化を図るため、床版及び橋脚の補修内容の設計を行うとともに、市民からの要望に基づき歩道部の改修について検討を行う業務委託である。

このうち歩道部については、防護柵の安全性を向上させるため、関係基準に基づき歩道と車道の境界部に車両用防護柵及び地覆（じふく）を設置する設計とした。

設計に当たっては、ガス橋にはコンクリート床版

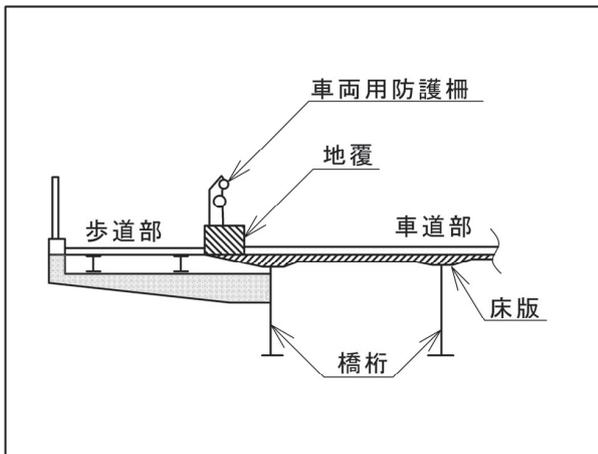
と鋼床版の区間があることから、地覆と床版の接合方法の検討はそれぞれの床版に対し行う必要があったが、受注者はコンクリート床版について行ったのみで、鋼床版については行っていなかった。

この結果、委託成果は検討が必要な事項の一部が不足したものとなっていたが、監督員は履行確認の際にこのことを把握していなかった。

委託成果の確認に当たっては、委託内容を十分に把握し確認を行われたい。

(注) 床版とは、橋の上を通る車両等の重みを橋桁に伝える床にあたる部分のことをいう。

(注) 地覆とは、橋りょう側端部の橋面部より高くなった部分で、柵の基礎等の機能を持つ部分のことをいう。



橋の各部の名称 (概略図)

(工事番号56) (中原区役所道路公園センター整備課)

(5) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあった。なお、その概要は次のとおりである。

ア 施工範囲を正確に把握すべきもの

歩道橋補修工事の設計に当たり、占用物件を施工範囲に含めて不要な足場の費用を計上していた事例

(工事番号1) (川崎区役所道路公園センター整備課)

イ 橋面舗装工事の施工管理を適切に監督すべきもの  
橋面の舗装工等の厚さの測定に当たり、基準高の設定が適切でなかったことを把握していなかった事例

(注) ここでいう基準高とは、工事施工前と施工後の高さの差を計測する上で基準とする高さをいう。

(工事番号29) (宮前区役所道路公園センター整備課)

ウ 積算基準を正確に把握し積算を行うべきもの

見積りを用いた設計価格の決定に当たり、積算基準の内容把握が正確でなかったため、一部の単価設定が適切に行われていなかった事例

(工事番号36) (宮前区役所道路公園センター整備課)

エ 経済性の検討や積算基準の確認を十分に行い積算すべきもの

建設発生土の積替えに伴う借地料について、経済性の検討や積算基準の確認を十分に行わず積算していた事例

(工事番号50) (麻生区役所道路公園センター整備課)

別表1 区別の監査実施状況

対象区		監査の範囲		監査実施工事等	
		件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
川崎区役所道路公園センター	工事	99	1,736,726	7	327,240
	業務委託	12	69,511	1	12,744
幸区役所道路公園センター	工事	70	724,669	6	167,627
	業務委託	8	59,778	1	4,860
中原区役所道路公園センター	工事	90	1,252,076	7	243,734
	業務委託	5	31,877	1	16,744
高津区役所道路公園センター	工事	110	941,620	8	203,137
	業務委託	3	10,463	1	3,300
宮前区役所道路公園センター	工事	127	1,665,563	9	225,310
	業務委託	18	79,714	1	3,289
多摩区役所道路公園センター	工事	111	1,222,633	8	283,651
	業務委託	9	55,611	1	4,848
麻生区役所道路公園センター	工事	112	1,111,126	8	210,676
	業務委託	11	58,908	1	5,664
合計		785	9,020,275	60	1,712,824

別表2 監査実施工事等の一覧

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約 方法	契約金額(円)	契約年月日	完成年月日
						当初/(変更)		
1	浜町歩道橋補修工事	川崎市川崎区浜町 2丁目26番地先	塗替塗装837㎡、薄層カラー 舗装107㎡、側板84㎡、照明4 基ほか	(株)ロードテック	一般 競争	48,286,800  (50,590,440)	H27.12.14	H28.6.27
2	市道浮島町1号線道路改良工事	川崎市川崎区浮島 町10番地先	工事延長440m、道路幅員 12m、上層路盤9,152㎡、自由 勾配側溝432mほか	(有)一興業	一般 競争	135,475,200  (146,234,160)	H28.9.27	H29.3.29
3	市道下並木8号線点字ブロック設置工事	川崎市川崎区下並 木30番地先	工事延長381m、視覚障害者 誘導用ブロック型枠敷設 339m、溶融式区画線98m	(株)今村建設	指名 競争	6,717,600	H28.12.6	H29.3.13
4	市道港町9号線防護柵補修(更新)工事	川崎市川崎区鈴木 町3番地先	工事延長372m、道路幅員 10m、転落(横断)防止柵398m	(有)喜有組	指名 競争	6,901,200  (8,944,560)	H29.9.11	H29.12.11
5	市道鋼管通53号線道路修繕(ボックスカルバート)工事	川崎市川崎区鋼管 通4丁目8番地先	工事延長31.6m、道路幅員 3.6m、乾式吹付227㎡、ひび 割れ注入18m、目地材設置7m	(株)KEIHIN	一般 競争	41,461,200  (42,162,120)	H29.11.1	H30.3.15
6	小田公園第6期整備工事	川崎市川崎区小田 四丁目20-38	土工一式、敷地造成工一式、 公園施設等撤去・移設工一 式、植栽工一式ほか	(株)三秀	一般 競争	78,462,000  (85,269,240)	H28.12.19	H29.6.30
7	殿町第2公園改修工事	川崎市川崎区殿町 3丁目14-1	U型側溝91m、造成(盛土)73 m3、植栽の移設ほか	大和ハウス 工業(株)東京 本店	随契 契約	9,936,000	H29.12.15	H30.3.7
8	幸区内主要地方道鶴見溝ノ口環境対策(低騒音)工事	川崎市幸区矢上1 3番地先	排水性舗装4,390㎡、半たわ み性舗装1,214㎡、カラー舗装 159㎡ほか	幸伸・大道 JV	一般 競争	85,806,000  (97,993,800)	H28.5.6	H28.10.31
9	幸区内一般国道409号自転車通行環境整備工事	川崎市幸区下平間 299-2番地先他1 箇所	(1工区)工事延長661m、カラー 舗装283箇所ほか (2工区)工事延長718m、カラー 舗装343箇所ほか	(株)フロシヤイ ム	一般 競争	10,713,600  (11,430,720)	H28.11.2	H29.1.30
10	南河原公園防災関連施設整備工事	川崎市幸区都町7 4-2	敷地造成工一式、公園土工一 式、構造物撤去工一式、公園 施設等撤去・移設工一式ほか	野村造園建 設(株)	一般 競争	14,482,800  (14,385,600)	H28.12.15	H29.3.28
11	市道幸6号線舗装道補修(歩道透水性)工事	川崎市幸区南幸町 1丁目40番地先	工事延長185m、道路幅員 18m、表層720㎡ほか	(株)ASADA	指名 競争	8,650,800  (9,423,000)	H29.9.11	H29.12.11
12	市道古市場84号線道路補修(L型側溝)工事	川崎市幸区古市場 2丁目89番地先他 1箇所	(1工区)L型側溝158m、集水 マス補修8箇所ほか (2工区)L型側溝129m、集水 マス補修8箇所ほか	(有)柳商店	一般 競争	13,359,600  (13,533,480)	H29.10.25	H30.3.15
13	柳町歩道橋補修工事	川崎市幸区柳町7 0番地先	薄層カラー舗装59㎡、橋りょう 塗装工393㎡ほか	日東塗装(株)	一般 競争	34,614,000  (44,134,200)	H29.3.8	H29.9.27
14	中原区内道路補修(区画線)工事	川崎市中原区役所 道路公園センター 管内	溶融式区画線42箇所	大道産業(株)	指名 競争	4,158,000  (5,392,440)	H28.4.1	H29.3.27
15	中原区内市道川崎駅丸子線舗装道補修(歩道透水性)工事	川崎市中原区中丸 子1163番地先	表層461㎡、下層路盤376㎡、 フィルター層349㎡ほか	(株)幸栄工業	一般 競争	10,044,000  (10,312,920)	H28.12.7	H29.3.15

16	河川維持(中原)工事	川崎市中原区役所 道路公園センター 管内	除草22,238㎡、指示一式ほか	(有)喜有組	一般 競争	13,996,800 (14,261,400)	H28.4.1	H29.3.28
17	宮内公園ほか遊具更新工 事	川崎市中原区宮内 4丁目22-1ほか	園路広場整備工一式、遊戯施 設整備工一式、サービス施設 整備工一式ほか	オリンピア建 設(株)	一般 競争	42,800,400 (43,005,600)	H28.12.7	H29.3.24
18	等々力緑地リーグ開催時 対応施設補修(緊急)工 事	川崎市中原区等々 力1-1	緊急工事19箇所	川崎緑土(株)	指名 競争	8,683,200 (11,003,040)	H29.4.1	H30.1.18
19	元住吉駅周辺自転車等 駐車場第1施設他補修工 事	川崎市中原区木月 1丁目13番地先他 1箇所	工事延長93m、ゴムチップ舗 装623㎡ほか	信号器材(株)	一般 競争	101,584,800 (109,166,400)	H28.12.9	H29.6.29
20	渋川整備工事	川崎市中原区木月 2丁目18番地先他 1箇所	(1工区)工事延長80m、化粧バ ネル215㎡ほか (2工区)工事延長4m、擬木板 柵7.2mほか	(株)三秀	一般 競争	62,467,200 (67,050,720)	H29.3.1	H29.10.31
21	高津区内主要地方道丸 子中山茅ヶ崎舗装道補修 (打換)工事	川崎市高津区久未 250番地先ほか1箇 所	(1工区)上層路盤、基層等740 ㎡ほか (2工区)切削オーバーレイ595 ㎡、セメントミルク浸透56㎡ほ か	(株)横山工務 店	一般 競争	28,501,200 (30,019,680)	H28.7.27	H28.10.24
22	野川橋橋梁補修(伸縮装 置)工事	川崎市高津区野川 1248番地先	伸縮装置補修工9.5m	横浜化工建 設(株)	指名 競争	5,432,400	H28.11.29	H29.2.27
23	高津区内歩車共存道路 設置工事	川崎市高津区久未 2148番地先他3箇 所	工事延長1,052m、薄層カラー舗 装740㎡	(株)フロシャイ ム	指名 競争	8,154,000	H29.1.23	H29.3.21
24	市道下作延70号線歩道 設置工事	川崎市高津区下作 延2丁目29番地先	組立歩道54m、ガードパイプ 46m、基層、表層155㎡ほか	(株)真和	一般 競争	18,910,800 (19,715,400)	H27.12.16	H28.4.26
25	高津区内平瀬川護岸改 良工事	川崎市高津区上作 延地内	スラリーかくはん149本、空洞 充填22本、目地補修759m、大 型土のう500袋、土のう2,000袋 ほか	(株)吉孝土建	一般 競争	80,103,600 (84,788,640)	H27.12.14	H28.12.28
26	高津区内道路補修(緊 急)工事	川崎市高津区役所 道路公園センター 管内	緊急工事33箇所	長栄興業(株)	一般 競争	22,410,000 (29,023,920)	H29.4.1	H29.10.31
27	高津区内主要地方道幸 多摩線舗装道補修(切 削)工事	川崎市高津区瀬田 9番地先他1箇所	工事延長590m、道路幅員 8m、排水性舗装3,518㎡	(株)村瀬造園	一般 競争	26,611,200 (26,970,840)	H29.4.18	H29.7.14
28	末長高之面公園バリアフ リー対応整備工事	川崎市高津区末長 4丁目8-27	敷地造成工一式、給水設備工 一式、雨水排水設備工一式、 園路広場整備工一式ほか	(株)美栄工業	一般 競争	13,014,000 (12,765,600)	H29.12.1	H30.3.28
29	境橋他2橋橋梁長寿命化 修繕工事	川崎市宮前区大蔵 2丁目5番地先他2 箇所	切削オーバーレイ1,302㎡、伸 縮継手補修30.4m、橋面防水 1,015㎡ほか	長栄興業(株)	一般 競争	29,332,800 (32,408,640)	H27.12.16	H28.6.30
30	梶ヶ谷・宮崎台駅周辺地 区市道梶ヶ谷菅生線(Ⅱ) 成形点字設置工事	川崎市宮前区宮前 平2丁目20番地先	工事延長556m、成形点字 545m	(株)石塚土木	一般 競争	9,806,400 (9,891,720)	H28.9.21	H28.12.15

31	宮前区内道路反射鏡改良工事	川崎市宮前区役所 道路公園センター 管内	道路反射鏡36基	交安㈱	指名 競争	8,240,400	H29.1.30	H29.3.24
32	都市基盤河川維持(宮前)工事	川崎市宮前区役所 道路公園センター 管内	河川維持工事21箇所	㈱村瀬造園	一般 競争	13,629,600 (14,766,840)	H28.4.1	H29.3.29
33	市道宮崎55号線道路補修(打換)工事	川崎市宮前区神木 2丁目5番地先	工事延長310m、カラー舗装 129㎡、表層1,828㎡ほか	㈱澤田組	一般 競争	31,795,200 (31,902,120)	H29.4.10	H29.8.3
34	北部市場水産棟廻り側溝 改修工事	川崎市宮前区水沢 1丁目1番地	工事延長335m、幅員8m、側 溝329mほか	㈱シンヤ	一般 競争	28,879,200 (37,976,040)	H28.12.15	H29.7.28
35	市道菅生433号線道路改良 工事	川崎市宮前区潮見 台2番地先	工事延長93m、コンクリートブ ロック積814㎡ほか	河合土木㈱	一般 競争	64,227,600 (72,891,360)	H27.9.24	H28.5.27
36	鷺沼公園ほか1公園バリア フリー対応整備工事	川崎市宮前区鷺沼 2丁目10番地先ほか	小型擁壁1箇所、薄層カラー 舗装513㎡、インターロッキング ブロック舗装95㎡、視覚障 害者誘導用ブロック8.1㎡ほか	㈱大和園	一般 競争	32,324,400 (34,468,200)	H28.11.30	H29.5.29
37	市道鷺沼線街路樹更新 工事	川崎市宮前区鷺沼 3丁目5番地先	高木植栽8本、透水性舗装工 48㎡、植栽ます8箇所ほか	鈴木緑化建 設㈱	指名 競争	7,074,000 (9,336,600)	H29.12.20	H30.3.15
38	市道多摩6号線歩道設置 (改築)工事	川崎市多摩区宿河 原2丁目1番地先	現場打側溝蓋132m、点検口9 箇所	㈱美栄工業	一般 競争	14,256,000	H28.11.9	H29.2.15
39	多摩区内水路整備工事	川崎市多摩区堰1 丁目22番地先	工事延長150m、道路幅員 9m、歩道舗装38㎡ほか	㈱笹久保建 設	一般 競争	10,735,200 (13,835,880)	H28.11.18	H29.3.15
40	多摩区内交差点改良(カ ラー舗装)工事	川崎市多摩区南生 田3丁目4番地先 他1箇所	(1工区)薄層カラー舗装75㎡ (2工区)薄層カラー舗装51㎡	㈱フロシャイ ム	指名 競争	1,360,800 (1,436,400)	H28.12.20	H29.3.7
41	川崎国際生田緑地ゴルフ 場17番ホール斜面对策 工事	川崎市宮前区初山 1丁目地内	ユニットネット(法面防護)560 ㎡、フェンス17m、土留鋼板14 m、集水マス2箇所ほか	長栄興業㈱	一般 競争	60,102,000 (57,675,240)	H29.11.14	H30.3.28
42	菅歩道橋補修工事	川崎市多摩区菅2 丁目6番地先	橋りょう塗装工567㎡、張紙防 止塗装13㎡、道路照明設備工 一式、薄層カラー舗装75㎡ほ か	㈱KEIHIN	一般 競争	37,108,800 (43,045,560)	H29.3.8	H29.9.28
43	多摩区内道路補修(緊 急)工事	川崎市多摩区役所 道路公園センター 管内	緊急工事46箇所	矢島建設工 業㈱	一般 競争	22,420,800 (28,572,480)	H29.4.1	H29.11.30
44	多摩区主要地方道世田 谷町田自転車通行環境 整備及び舗装道補修(切 削)工事	川崎市多摩区生田 7丁目10番地先	工事延長375m、道路幅員 10m、カラー舗装126箇所ほか	㈱一興業	一般 競争	55,706,400 (60,345,000)	H29.10.30	H30.3.28
45	子之神橋橋梁整備(架 替)工事	川崎市多摩区菅北 浦5丁目5番地先	橋面防水、調整コンクリート29 ㎡、転落防止柵67m、歩車道 境界ブロック4.3m、地覆一式 ほか	㈱重田組	一般 競争	81,961,200 (86,560,920)	H29.3.6	H30.3.14

46	市道片平71号線道路補修(土留め壁)工事	川崎市麻生区片平1860番地先	工事延長70m、コンクリート擁壁工一式、ガードレール17m、Gr+転落防止柵39m	(株)ロードカワサキ	一般競争	10,249,200 (11,928,600)	H28.2.9	H28.8.31
47	麻生区内道路補修(区画線)工事	川崎市麻生区役所道路公園センター管内	溶融式区画線13箇所	大道産業(株)	指名競争	5,032,800 (6,527,520)	H28.4.1	H29.2.16
48	岡上川井田公園耐震性貯水槽新設工事	川崎市麻生区岡上521番地	耐震性貯水槽1基、水利標識1基、プランコ撤去及び設置1基	(株)美栄工業	一般競争	15,951,600 (16,328,520)	H28.11.30	H29.2.20
49	王禅寺公園改修工事	川崎市麻生区王禅寺西3丁目28-1	遊戯施設整備工一式、園路広場整備工一式、敷地造成工一式、擁壁工一式、構造物撤去工一式ほか	(株)三宝緑地	一般競争	33,890,400 (37,231,920)	H28.9.20	H29.3.13
50	新百合ヶ丘駅南口駅前広場整備工事	川崎市麻生区上麻生1丁目5番地先	切削オーバーレイ3,099㎡、カラー舗装372㎡、L型側溝266m、タイル舗装185㎡、点字ブロック430枚、照明10基ほか	麻生建設(株)	一般競争	88,527,600 (95,182,560)	H28.12.12	H29.6.30
51	市道麻生5号線道路改良工事	川崎市麻生区東百合丘3丁目14番地先	組立階段1箇所、防草シート設置50㎡、土留鋼板設置16m、転落(横断)防止柵1.5mほか	(有)川善工業	一般競争	13,370,400 (13,592,880)	H29.11.8	H30.3.15
52	天神橋橋梁補修(塗装)工事	川崎市麻生区片平3丁目2番地先	下塗、中塗、上塗171㎡、目地補修11m、塗装履版1箇所	大道産業(株)	一般競争	9,385,200 (10,245,960)	H29.11.15	H30.3.13
53	千代ヶ丘公園ほか遊具更新工事	川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20-14ほか	ダスト舗装993㎡、プランコ7基、滑り台7基、低鉄棒5基、砂場8基	(株)相光園	一般競争	34,268,400 (34,541,640)	H29.11.22	H30.3.23
54	大師橋橋梁詳細点検業務委託	川崎市川崎区大師河原1丁目4番地先	橋長(上り線)541m、橋長(下り線)550m、鋼床版詳細点検一式ほか	(株)エイテック神奈川事務所	指名競争	12,744,000 (16,559,640)	H28.1.29	H28.6.30
55	幸区内雨水取付管実態調査委託	川崎市幸区役所道路公園センター管内	取付管調査(取付管洗浄:無)1,425箇所、取付管TV調査(取付管洗浄:有)75箇所ほか	(株)神奈川クリーン	指名競争	4,860,000 (5,133,240)	H29.7.28	H29.12.28
56	瓦斯橋長寿命化修繕設計委託	川崎市中原区上平間378番地先	計画準備一式、現地調査一式、長寿命化修繕詳細設計一式、照査一式ほか	(株)日本構造橋梁研究所	一般競争	16,744,104	H28.11.2	H29.3.15
57	末長高之面公園バリアフリー対応整備設計業務委託	川崎市高津区末長4-8-27	設計業務一式、測量業務一式	(株)緑の風景計画	指名競争	3,299,616	H28.10.21	H29.3.24
58	神木高根公園擁壁設計業務委託	川崎市宮前区神木本町2丁目15番地	一般構造物詳細設計一式、基準点測量一式、現地測量一式、路線測量一式、用地測量一式	日本設計(株)川崎営業所	指名競争	3,289,248 (3,638,520)	H29.11.27	H30.3.29
59	川崎国際生田緑地ゴルフ場17番ホール斜面对策設計業務委託	川崎市宮前区初山1丁目地内	測量業務一式、地質調査業務一式、土木設計業務一式	(株)東光コンサルタンツ横浜営業所	一般競争	4,848,120 (5,933,520)	H28.3.1	H28.7.8
60	市道麻生5号線道路詳細設計委託	川崎市麻生区東百合丘3丁目14番地先	測量業務一式、地質調査業務一式、土木設計業務一式	(株)共和技術コンサルタンツ川崎営業所	一般競争	5,664,340 (5,142,960)	H28.8.10	H29.3.28

**人 事 委 員 会 規 則**

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月27日

川崎市人事委員会  
委員長 魚津利興

**川崎市人事委員会規則第9号**

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第12中

「  

131,800
---------

  
 」  
 を  
 「  

134,900
---------

  
 」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

**川 崎 区 公 告**

**川崎市川崎区公告第87号**

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第5期	平成30年10月2日 (第5期分)	計27件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第88号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年10月2日 (第1期)	計8件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年10月2日 (第2期)	計9件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年10月2日 (第3期)	計7件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第89号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第2期	平成30年10月2日 (第2期分)	計5件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第90号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年 9月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第10期	平成30年10月2日 (第10期)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年10月2日 (第1期分)	計11件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年10月2日 (第2期分)	計6件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年10月2日 (第3期分)	計85件

(別紙省略)

### 川崎市川崎区公告第91号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	過随5月	平成30年10月2日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	1期	平成30年10月2日	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	2期	平成30年10月2日	計17件
平成 30年度	国民健康 保険料	過随7月	平成30年10月2日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	3期	平成30年10月2日	計82件

(別紙省略)

### 川崎市川崎区公告第92号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成30年 9月28日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

## 幸 区 公 告

### 川崎市幸区公告第38号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月20日

川崎市幸区長 石渡 伸幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第7期	平成30年10月2日 (第7期分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第8期	平成30年10月2日 (第8期分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第9期	平成30年10月2日 (第9期分)	計2件
平成 29年度	国民健康 保険料	第10期	平成30年10月2日 (第10期分)	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年10月2日 (第1期分)	計21件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年10月2日 (第2期分)	計15件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年10月2日 (第3期分)	計13件

(別紙省略)

**中 原 区 公 告**

**川崎市中原区公告第51号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月20日

川崎市中原区長 向坂 光浩

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第9期	平成30年10月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年10月2日	計58件
平成30年度	国民健康保険料	第2期	平成30年10月2日	計75件
平成30年度	国民健康保険料	6月分	平成30年10月2日	計2件
平成30年度	国民健康保険料	7月分	平成30年10月2日	計1件

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第52号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月20日

川崎市中原区長 向坂 光浩

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第3期	平成30年10月2日	計1件
平成30年度	介護保険料	第4期	平成30年10月2日	計3件

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第53号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月20日

川崎市中原区長 向坂 光浩

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第1期	平成30年10月2日	計14件

(別紙省略)

**高 津 区 公 告**

**川崎市高津区公告第55号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月20日

川崎市高津区長 高梨 憲爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第9期分	平成30年10月2日 (第9期分)	計1件
平成29年度	介護保険料	第10期分	平成30年10月2日 (第10期分)	計2件
平成29年度	介護保険料	第11期分	平成30年10月2日 (第11期分)	計2件
平成29年度	介護保険料	第12期分	平成30年10月2日 (第12期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第1期分	平成30年10月2日 (第1期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第2期分	平成30年10月2日 (第2期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第3期分	平成30年10月2日 (第3期分)	計2件

平成30年度	介護保険料	第4期分	平成30年10月2日 (第4期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第5期分	平成30年10月2日 (第5期分)	計14件

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第56号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第4期分	平成30年10月2日 (第4期分)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第5期分	平成30年10月2日 (第5期分)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第6期分	平成30年10月2日 (第6期分)	計5件
平成29年度	国民健康保険料	第7期分	平成30年10月2日 (第7期分)	計6件
平成29年度	国民健康保険料	第8期分	平成30年10月2日 (第8期分)	計9件
平成29年度	国民健康保険料	第9期分	平成30年10月2日 (第9期分)	計13件
平成29年度	国民健康保険料	第10期分	平成30年10月2日 (第10期分)	計17件
平成30年度	国民健康保険料	第1期分	平成30年10月2日 (第1期分)	計40件
平成30年度	国民健康保険料	第2期分	平成30年10月2日 (第2期分)	計41件
平成30年度	国民健康保険料	第3期分	平成30年10月2日 (第3期分)	計61件

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第57号**

差押通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年9月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第58号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年9月27日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第59号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年9月27日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**宮 前 区 公 告**

**川崎市宮前区公告第56号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達す

ることができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年10月2日	計23件
平成30年度	国民健康保険料	第2期	平成30年10月2日	計20件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成30年10月2日	計20件

(別紙省略)

### 多 摩 区 公 告

#### 川崎市多摩区公告第72号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第4期	平成30年10月2日	5件
平成30年度	介護保険料	7月過随分	平成30年10月2日	1件

(別紙省略)

#### 川崎市多摩区公告第73号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年9月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年10月2日(第1期分)	計57件
平成30年度	国民健康保険料	第2期	平成30年10月2日(第2期分)	計61件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成30年10月2日(第3期分)	計98件
平成30年度	国民健康保険料	過年5月	平成30年10月2日(過随5月)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	過年6月	平成30年10月2日(過随6月)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	過年7月	平成30年10月2日(過随7月)	計2件

(別紙省略)

#### 川崎市多摩区公告第74号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月27日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成30年度				計1件

(別紙省略)

### 麻 生 区 公 告

#### 川崎市麻生区公告第55号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年10月2日 (第1期分)	計18件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年10月2日 (第2期分)	計19件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年10月2日 (第3期分)	計69件

別紙省略

**川崎市麻生区公告第56号**

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

別紙省略

**川崎市麻生区公告第57号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第4期	平成30年10月2日 (第4期分)	計9件

別紙省略

---

**正 誤**

---

川崎市公報第1,755号（平成30年9月25日発行）2654ページ辞令中「平成30年9月30日付」は「平成30年9月1日付」の誤り。